

参議院建設委員会會議録第二十二号

昭和二十七年四月四日(金曜日)午前十一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 廣瀬與兵衛君
理事 赤木 正雄君
田中 一君
小川 久義君

委員

石川 榮一君
楠瀬 常雄君
島津 忠彦君
深水 六郎君
前田 穰君
松浦 定義君
東 隆君

衆議院議員

上林山榮吉君
瀬戸山三男君

國務大臣

建設大臣 野田 卯一君

政府委員

大蔵省主計局長 河野 一之君
建設省管理局長 藤江 操一君
建設省河川局長 目黒 清雄君
経済安定本部 今井田研二郎君
建設交通局長

事務局側

常任委員 武井 篤君
常任委員 菊池 瑞三君
常任委員 會田 三三君

説明員

農林省農地局建設部長 堀 眞治君
農林省農地局建設部長 堀 眞治君

本日の會議に付した事件
○公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めるの件(内閣提出、衆議院送付)
○特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案(衆議院提出)

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今より建設委員会を開会いたします。
先ず特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法案を議題に供します。

質疑のおありのかたは順次御發言を願います。只今農林省より農地局災害復旧課長堀眞治君が見えております。

○田中一君 農林省関係のかただけです。建設省の政府委員も見えておりますか。……私はこの法案に決して反対すべき何ものも持つておりません。

併しながら、こうした国土全体のうちの一部の一現象が、この法案においてはそのすべてに指定をしておりまして、この特殊土じよう地帯、いわゆるシラス、ボラ、ユラ、アカホヤその他のものを包含してありますが、事実は鹿児島、熊本県の一部、宮崎県の一部、分、これにあるところの、いわゆるシラス土じよう地帯を対象としているものと考へております。又提案者もそのように説明をしておりますが、日本にあるところの特殊土じよう地帯は、決してこの三県にとどまるものではないのです。

この国土全般にその部分的な実在として特殊土じよう地帯があるわけなんです。この際、主として三県に跨るところの地方的な現象を解決しよう、法的な措置をとろうという、この立法の形と、

実施する面において農林省の御見解を伺いたい。同時に、これを再び繰返しませんから、建設省の河川局のほうの、今言つたような私の質問に対する御意思、それから事業計画の内容について、こういう点でいいか悪いのか、或いはこういうもので満足な成果を挙げ得るかどうかという点について御説明願いたいと思ひます。

○説明員(堀眞治君) 只今のお尋ねは、特殊土じよう地帯というものが全国的に拡つていっているから、特に僅か数府県のものについてだけ対策を講じるような形になつていっているというようなことかと思ひますが、言うまでもなくシラスそのものも、宮崎、鹿児島だけでなく東北地方とか、その他に多少例を見てはいるわけでありまして、併しこの災害の一番大きな被害が起つて、一番大きな惨状を呈しますのは、宮崎、鹿児島、熊本、シラスでありまして、又そのほかのシラス、ボラその他のものにつきましても、只今農業生産力に非常な障害を受けているのは、特に九州地方が大きいことは御承知の通りでございます。そしてこれは御承知の通りでございまして、おの／＼その土地々々について、現在までは土地改良法に基いて仕事をやつておられるのでございまして、なか／＼土地改良法におきましては経済効果というのを第一に考へます関係上、南九州地帯の改良については手が十分に付かないというものが実情でございます。それで農林省におきまして、このシラス地帯の問題

については、特に何らか手打つ必要があることを感じまして、昭和二十五年度からこれが予算化を圖りまして、幸い議會の協賛を得まして、只今試験的に約二千町歩の農地に亘つてこれが実施を圖つております。それでその結果は御存じのように大変成績よく、今回のルース台風その他におきましてその効果の顯著なことが明らかにされております。それでそういった關係で、この際このような法律ができて、そういった事業が普遍的に行われて行くという機運になりましたことは、大麥私らとしても歓迎すべきことであり、又これが趣旨につきまして大いにその実現方について努力をして行きたい、こういうふうに考へております。

それではほかのほうの地方はどうかということになりましたが、これらのものにつきましては、例えば東北地方その他につきましては寒冷地の審議會がもうすでに設けられて、これらの寒冷地対策によつて仕事をやつて行くというふうな仕組みになつております。その他又、四国、九州地方の急傾斜地につきましては、急傾斜地に対する振興対策がやはり議員提出として只今立法の途中にありまして、それらの法律によつて仕事を實施して行く、こういうような段取りになつておりますので、その間の摩擦なり何なりは、そういうものとの運用調節によつて十分避けて行くことができる、このように考へております。

○田中一君 これが地方的な單行法として出なければならぬ根拠、或いは

国土総合開発の一環としてこれをその中に包含されるという立法措置というものについての御見解はどうですか。どちらがよいのであつて、あなたはたはどちらがやりやすいのか、或いは予算を得るための方法はどちらがよいのか。御承知のように、この国会の劈頭の施政演説において、内閣総理大臣並びに大蔵大臣ははつきりと国土総合開発の問題を語つております。その中の一部と我々は考へられておるのです

が、その場合、農林省としてはどちらのほうの形をとつたほうが一番いいか、或いは総理大臣並びに大蔵大臣が言つておられるような、安本長官も言つておられるような、国土総合開発の一環として、このシラス地帯の問題を取上げてないのかどうか、或いは急傾斜地の問題も総合開発の一環として取上げてないのかどうか、その辺を伺いたい。

○説明員(堀眞治君) 総合開発法の中に、こういうシラス土じよう地帯、まあ特殊土じよう地帯の開発計画或いは急傾斜地の開発計画というものを取上げて一緒にやれるようなことを考へてはどうかということは、大分以前から議會方面から御勸奨を受けてまして、これについて我々もいたしまして、相当研究をいたしましたのでございますが、特殊土じよう地帯及びこの急傾斜地帯の開発計画というものが、どうも今の総合開発法の法律の中ではうまく乗つて来ないということがあるのでございまして、これは別建のほうが實際問題としてよろしい、このように考へており

ます。

○田中一君 現在の総合開発法ではうまく乗って来ないという技術的な、或いは立法的な難点はどこですか、御説明願います。

○説明員(堀岡治君) 国土開発法におきましては或る一定の地域を限定いたしまして、これが総合的な開発計画、つまり特に農業的關係だけではなくて、発電とか或いはその地方の工業化とか、いろいろの面の開発計画を総合して実施して行くのが建前になっております。ところがこの特殊土壌、ようち帯或いは急傾斜地帯というところにおきましては、その地域というものが非常に土質等によつて制限を受けまして、必ずしも国土総合開発でやりたい区域というものと一致して来ないということが一つ、それからその開発計画そのものが他産業と割合に關係が薄い、それと強いて結びつけるということとはなかなか困難である、こういったような問題、それから又、それを実行に移して行く場合に、それらの事業との関連性が非常に薄くて別個にこれだけで單獨で取上げて、少しもほかの事業に差支えになるものでないという、これらの点を総合勘案いたしましたし、一緒にならないでもないけれども、むしろ別のほうがよからうという結論になったわけですね。

○田中一君 どうも明確を欠くので不満足ですが、現在の段階においては国土総合開発法の計画は持つておるけれども、具体的に一つ一つのものを取上げて開発実施をするのはできない段階にあるというように解釈されるのです。決して特殊土壌、ようち帯と電源開発とが不可分のものじゃないと思うので

す。これも国全体の一つのものです。

例えば現在の鹿児島県におけるところの状態というものは詳しく存じませんが、一言えませんが、その悪い土質においてもこれを改良し、或いは砂防を施すなり何なりして、これを総合開発の一環として取上げることができると思ふのです。現在の政府においてはそこまでの実施する段階に來ていない、だからその関連性が薄いんだというように解釈していいのですか、もう一度伺いたいです。

○説明員(堀岡治君) お話の趣旨は、総合開発計画をやりまして、それが実行する点について工事の関連性があるけれども、総合開発計画を実施する速度と、それからこの特殊土壌、ようち帯を実行する速度というものに相違があるから、これは別個にするというふうな御意見だと思ひますが、私は現在においてはその通りであると考えております。

○田中一君 若しも今後とも、現在はお説のように、本年度、二十七年に四千万円の予算を以てシラス地帯の改良と言いますか、この事業をやるように言われておりますが、ほかにかかる特殊な土壌、或いは国土の中の特殊な何らかの法的根拠がなければ事になり得ないというような場合には、農林省としてはそれも同じ総合開発の一環としてはできないから、特別に或いは時間的なズレがあるから、それも止むを得ず認めなければならぬというようにお考えですか。又それも認める、議員からそういう法律が出た場合には喜んでそれを受ける、そういうような体制になるかどうか、それを伺いたいと思ひます。

○説明員(堀岡治君) 只今のところでは、この特殊土壌、ようち帯の法案と、もう一つ急傾斜地に対する法案と、この二つだけが問題になっておりまして、そのほかのことはまだ何一つはおきませんが、併し絶対に将来とも絶無というようなことは或いは行かないかと考えております。

○田中一君 この法律は無論内閣総理大臣が直轄するところの建設でありまして、この第三條に基づく事業を行う場合ですね、この提案者の御意思は、審議会の決定によつて事業を行うのだということを強調しております。併しなから二十七年四千万円の予算を持つておるといふ現実、農林省はその四千万円の予算の編成はどの部署で持ち、どういう仕事をやるかの見当がつかないから、予算編成ができんと思うのです。その点は、農林省としては如何にお考えですか。

○説明員(堀岡治君) 農林省といたしましては、先ほど申し上げましたように、昭和二十五年以来、この予算の編成をいたしたわけでございまして、現在においては、特にシラス地帯の修繕を受け易い所、或いは受けてそれが放つておくと、下流に或いは上流に對して非常な損害を与えるというような所を選びまして、四千万円の事業実施費のほかに、二十七年に四千万円、そして二百六十万円ばかりの調査費を持つておまして、この調査費によつてそういう地帯についての調査をいたし、それからそれが対策の立案をいたしまして、その立案に従つて事業の実施を進めておるといふような段階になつております。従ひまして、この法案と実は今までのところは離れてやつて

参つておたつたわけでありますが、今後この法案が成立いたしました場合には、この審議会の決定に基いたものに從ひまして、又その審議会の決定に基いたもののうちから特に計画その他をいたしまして、そのうち最も事業の必要と思はれるものに予算をつけて行きたい、このように考えております。

○委員長(廣瀬興兵衛君) ちよつと申上げますが、経済安定本部の建設交通局長、今井田研二郎君も見え、又塚原政務次官も見えておりますから、どうぞ……

○田中一君 私の質問が、建設省が農林省か或いは安本に質問すべきか、これはわかりませんが、判断がつかないから、私の質問はその部署の適当なかに御答弁願ひたいと思ひます。この事業計画は、現在までは調査費を以てやつた、併し本年度は四千万円の予算を以てこれを実施する。ところがどういふものを實施するか……。ただ事業計画は第六條の審議会の決定によつてやるというだけでは我々飽き足らんと思ひます。どういふものをどういふ時期に何をやるか、どこが主務として扱うか、そしていつまでにそれをやるか、今後ともどれぐらゐの金を要するのとかという具体的な事業内容というものがなくては、予算の編成はできんと思ひます。従つて、若しもそうした、この三條に示されたところの基本的な方針だけが明示されておつて、あと幾ら金がかかつて、いつまでやつて、誰がやつて、ということを含めてない限り、私は甚だ危険だと思ひます。今後こういう立法が出来まして、同じような法律を施行するに當りまして、おのず

から事業の内容なり、事業の限度なり、或いは主務者なりが明確になると思ひますが、この点、今建設省、安本並びに農林省で以てどうお考えになつておるか、今申上げたような計画とそれからその時期……単に審議会の結論によつてやるのだということでは飽き足りませんから、その時期……、現在調査をやつておるのですから、農林省は、それからいつまでやるか、又その途中において、それではいけない、別の方法をとらなければならぬという場合には、変更の手續などどうするか、そういう点について何かのお考えを持つておられるなら、責任者におい

てお答えを願ひたい。私の質問をどこへ持つて行けばいいか、どこに聞きたいかわからんから私は伺ひたいのです。提案者でなく政府側から御答弁を願ひたいと思ひます。

○委員長(廣瀬興兵衛君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(廣瀬興兵衛君) 速記を始め
○衆議院議員(上林山善吉君) 政府側に田中委員から御質問であります。提案者として参考のために一言申上げておきたいと思ひますが、只今政府においてもシラスほか特殊土壌、ようち帯について調査を進めている段階でありますし、我々提案者としていたしましては、更にこれが調査をもつと徹底してやつてもらふということと同時に、本案が通りましたならば、審議会の中心にいたしまして、これらの調査を基礎として事業の計画並びにそれに附随した予算の審議等も考えて行きたい。又本法は臨時措置法でありますから

ら、五カ年内に一応区切りを付けて、この事業をやつて行きたいという基本的な態度を以てこの法案を出しているものであります。そういう段階であればあるほど我々は審議会を中心にしたしまして、審議会の決定による事業計画というものが最も適当ではないかと、こういうことで提案をいたしているものでありますから、重ねて説明を申し上げます。

○説明員(堀内治君) 農林省におきましては、只今申上げましたように、四千万円ほどの予算を以ちまして仕事を進めているわけでありまして、このシラスの対策事業というものは、農耕地だけの対策事業をやつたのではなかなか仕事が行きませんで、現地に於いては建設省関係及び山林局関係との連絡調整会のようなものを現在でも設けておまして、で、仕事の連絡調整をし、仕事の実施に當つておの／＼計画その他に齟齬のないように調節をまあ図つておるわけでありまして、併し何れもこれは法的な根拠もなく、ただ技術者同士の申合せのような形で現在やつておるもので、仕事を計画的に進めて行きます上について、は、相当支障が現在でもあるわけでありまして、で、今度の法律ができましたと、審議会が、すべてそういうふうな予算的な問題或いは仕事の技術的な問題について、一応総合的な見地から問題を検討して頂くことになりまして、で、そういう機構ができましたと、その審議会の決定に基づきまして、おの／＼の分野に立ち帰つて、最もその地区に適當した計画を進めて行くことができることになろうかと思つております。仕事の実施は、この四條にもあります。

ますように、現在でも大府県管を以て仕事を進めて行くのが実情でございます。今度仕事が多くなつて行けば、或いは府県管だけでなくて、町村管その他のものも考へて行かなければならぬものと思つておりますが、そういう関係にありまして、この法案ができればそういう系統的な面が一層はつきりするといふふうに考へております。

○田中一君 安本のかたに伺いたいのは、この法律ができた場合、安本が持つ国土総合開発、或いは国土開発の面から見て、局部的なこの問題に対して、どう取組んで、どういう計画をお立てになるか、伺いたいのです。

○田中一君 安本のかたに伺いたいのは、この法律ができた場合、安本が持つ国土総合開発、或いは国土開発の面から見て、局部的なこの問題に対して、どう取組んで、どういう計画をお立てになるか、伺いたいのです。

○田中一君 安本のかたに伺いたいのは、この法律ができた場合、安本が持つ国土総合開発、或いは国土開発の面から見て、局部的なこの問題に対して、どう取組んで、どういう計画をお立てになるか、伺いたいのです。

○政府委員(今井田研二郎君) 御承知のように、安本で現在考へております総合開発は、国土の総合的な利用、開発、保全といふふうなことを考へておるものでございまして、無論この国土全体の利用、開発、保全を考へておるもので、特殊土じょう地帯におきましてこの開発或いは利用につきましては十分考慮する態勢はできておるものであります。ただ総合開発の仕事の進め方といひまして、全国の地域ごとの取扱い方といひまして、特定地域計画の対象地域及び府県地域としての対象地域、或いは地方開発計画としての対象地域、そういうふうな各地域に分けるのであります。今申上げましたような国土の総合開発利用につきましては、も、特定地域につきましては特に詳細に国家計画の一環として計画を樹立するのであります。その他の地域につきましては、府県計画としてではなくして、府県計画として、或いは地方計画として、これを取上げるわけでございます。

○政府委員(今井田研二郎君) 御承知のように、安本で現在考へております総合開発は、国土の総合的な利用、開発、保全といふふうなことを考へておるものでございまして、無論この国土全体の利用、開発、保全を考へておるもので、特殊土じょう地帯におきましてこの開発或いは利用につきましては十分考慮する態勢はできておるものであります。ただ総合開発の仕事の進め方といひまして、全国の地域ごとの取扱い方といひまして、特定地域計画の対象地域及び府県地域としての対象地域、或いは地方開発計画としての対象地域、そういうふうな各地域に分けるのであります。今申上げましたような国土の総合開発利用につきましては、も、特定地域につきましては特に詳細に国家計画の一環として計画を樹立するのであります。その他の地域につきましては、府県計画としてではなくして、府県計画として、或いは地方計画として、これを取上げるわけでございます。

○政府委員(今井田研二郎君) 総合開発法は国土全体の、只今申上げましたような開発を考へておるものであります。私どもの考へ方といひましては、できればこの法律だけで国の開発を圖つて参りたいといふふうにも考へておるものであります。只今申上げましたように、すべての地域につきましては、計画の当初から、総合開発計画を立てて参ります。当初から、すべての地域を重点的に取上げて参り、同じようなふうによつて参るといふことがなかなかいへない関係で困難だと思ひますので、只今申上げましたように、段階的に先ず特定地域を取上げて、そうして次第に次の地域を取上げて参るといふふうにした方針にしております。で、或いは現在の総合開発法の建前だけでは全部の地域につきましては御希望のようない開発を進めて参ることができない場合も起るのではなからうかと考へておる次第でございます。

○田中一君 この国土総合開発法の定義として、この法律の第二條に、「一、土地、水その他の天然資源の利用に関する事項、二、水害、風害その他の災害の防除に関する事項、三、都市及び農村の規模及び配置の調整に関する事項、四、産業の適正な立地に関する事項、五、電力、運輸、通信その他の重要な公共施設の規模及び配置並びに文化、厚生及び観光に関する資源の保護、施設の規模及び配置に関する事項」これだけが定義に入っております。そして今、交通局長の御答弁と同じように、「前項の国土総合開発計画は、全国総合開発計画、都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画とする。」と定義がはつきりしております。次に「三、全国総合開発計画とは、国が全国にわたつて作成する総合開発計画をいう。四、都府県総合開発計画とは、都府県がその区域について作成する総合開発計画をいう。五、地方総合開発計画とは、都府県が二以上の都府県の区域についてその協議によつて作成する総合開発計画をいう。六、特定地域総合開発計画とは、都府県が内閣府の指定する区域について作成する総合開発計画をいう。」この定義をきめておるのです。然らば、この今提案されますところのこの法案が、この定義の枠外にあるのかどうか、御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(今井田研二郎君) 無論この枠の中に入つておりますシラスたりといへども、総合開発計画の計画対象の中にあるわけでありまして、ただ私どもがかね／＼特殊土じょう法案にございませぬ。

○政府委員(今井田研二郎君) 御承知のように、安本で現在考へております総合開発は、国土の総合的な利用、開発、保全といふふうなことを考へておるものでございまして、無論この国土全体の利用、開発、保全を考へておるもので、特殊土じょう地帯におきましてこの開発或いは利用につきましては十分考慮する態勢はできておるものであります。ただ総合開発の仕事の進め方といひまして、全国の地域ごとの取扱い方といひまして、特定地域計画の対象地域及び府県地域としての対象地域、或いは地方開発計画としての対象地域、そういうふうな各地域に分けるのであります。今申上げましたような国土の総合開発利用につきましては、も、特定地域につきましては特に詳細に国家計画の一環として計画を樹立するのであります。その他の地域につきましては、府県計画としてではなくして、府県計画として、或いは地方計画として、これを取上げるわけでございます。

○政府委員(今井田研二郎君) 総合開発法は国土全体の、只今申上げましたような開発を考へておるものであります。私どもの考へ方といひましては、できればこの法律だけで国の開発を圖つて参りたいといふふうにも考へておるものであります。只今申上げましたように、すべての地域につきましては、計画の当初から、総合開発計画を立てて参ります。当初から、すべての地域を重点的に取上げて参り、同じようなふうによつて参るといふことがなかなかいへない関係で困難だと思ひますので、只今申上げましたように、段階的に先ず特定地域を取上げて、そうして次第に次の地域を取上げて参るといふふうにした方針にしております。で、或いは現在の総合開発法の建前だけでは全部の地域につきましては御希望のようない開発を進めて参ることができない場合も起るのではなからうかと考へておる次第でございます。

○田中一君 この国土総合開発法の定義として、この法律の第二條に、「一、土地、水その他の天然資源の利用に関する事項、二、水害、風害その他の災害の防除に関する事項、三、都市及び農村の規模及び配置の調整に関する事項、四、産業の適正な立地に関する事項、五、電力、運輸、通信その他の重要な公共施設の規模及び配置並びに文化、厚生及び観光に関する資源の保護、施設の規模及び配置に関する事項」これだけが定義に入っております。そして今、交通局長の御答弁と同じように、「前項の国土総合開発計画は、全国総合開発計画、都府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画とする。」と定義がはつきりしております。次に「三、全国総合開発計画とは、国が全国にわたつて作成する総合開発計画をいう。四、都府県総合開発計画とは、都府県がその区域について作成する総合開発計画をいう。五、地方総合開発計画とは、都府県が二以上の都府県の区域についてその協議によつて作成する総合開発計画をいう。六、特定地域総合開発計画とは、都府県が内閣府の指定する区域について作成する総合開発計画をいう。」この定義をきめておるのです。然らば、この今提案されますところのこの法案が、この定義の枠外にあるのかどうか、御見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(今井田研二郎君) 無論この枠の中に入つておりますシラスたりといへども、総合開発計画の計画対象の中にあるわけでありまして、ただ私どもがかね／＼特殊土じょう法案にございませぬ。

○政府委員(今井田研二郎君) 御承知のように、安本で現在考へております総合開発は、国土の総合的な利用、開発、保全といふふうなことを考へておるものでございまして、無論この国土全体の利用、開発、保全を考へておるもので、特殊土じょう地帯におきましてこの開発或いは利用につきましては十分考慮する態勢はできておるものであります。ただ総合開発の仕事の進め方といひまして、全国の地域ごとの取扱い方といひまして、特定地域計画の対象地域及び府県地域としての対象地域、或いは地方開発計画としての対象地域、そういうふうな各地域に分けるのであります。今申上げましたような国土の総合開発利用につきましては、も、特定地域につきましては特に詳細に国家計画の一環として計画を樹立するのであります。その他の地域につきましては、府県計画としてではなくして、府県計画として、或いは地方計画として、これを取上げるわけでございます。

むずかしい質問で……。

○田中一君 むずかしいも何でもない、曾って我々が耳に「たこ」のできるほど、大蔵大臣、農林大臣、建設大臣、その他の各大臣から言われているのです。無論この法案が出て、その三地方の「たこ」が安定した国土に住めるならば一番結構なことですよ。決してこれを阻むものではない、反対するものじやない、反対せんがためにこの質問をしているのじやなく、賛成したいからしている。勿論、ただ政府の基本的な態度というものが常に或るものに対しては二枚舌を使つて反対し、或るものに対しては承認するというものであつては、我々が信頼する政府として任せておけないのです。そこで私がお願いするのは、これは次長から伺うべきものでないかも知れませんが、今後、このような国土総合開発という立派な法律がありながら、政府は熱意がなくて、或いは金がなくてというでしよう、実施できないからどうかという單行法を教々作つて、我々の尻を叩いて下さいというならば、我々は喜んで叩きます。従つて、利根川開発法案でも曾って審議の過程において再三申上げてあるのです。これは提案者の代表の、ここにおられるところの石川榮一君にも、私が少し前から一応この單行法を以て戦おう、国を鞭撻しよう、国にさせよう、こういう意圖を、私は無論のこと、石川榮一君もその意圖を持つておつたと思うのです。それに同じように、衆議院から今日又政府の非力、政府の熱意のない点を指摘しまして、こういう法案を出して政府の尻をひつぱたく……大賛成です。併しなから政府としては重々よくお考えになつ

て、これはあなたに言うべきものではない。大臣がおれば大臣に言いたいけれども、建設省の政務次官がおられるから政務次官よく聞いて置いて下さい。我々は苦杯を嘗めておるのですから、よく周東長官にもおつしやつて頂きたい。そうして、かかる法案が陸統として秋の衆議院の選挙までに出現いたします。どうか、これは提案者の自由の諸君も、政府も御協賛願いたいと思うのです。もう一点伺いたいのです。これだけにしてやめますが、もう一点伺いたいのは、第四條の「前條第一項の事業計画に基く事業は、この法律に定めるものの外」というのは何でございませうか、これは提案者に伺いたいです。

○政府委員(今井田研二郎君) 只今の問題じやありませんけれども、ちよつと先ほどの問題につきまして……。

○田中一君 返事してくれませうか、どうぞ。

○政府委員(今井田研二郎君) いろいろお叱りを受けましたが、私もといひましては、できますならば国土の開発は総合開発一本で参つてもらいたいというのが私の希望でございませう。ただ先般来この特殊土じよう法案につきましていろいろ御説明を伺つておりますと、我々が特に重点を置いて開発したいと思ひます特定地域の中には、遺憾ながら南九州地域だけしか特定地域としての対象地域に入つておらないのであります。御承知のように、特定地域はすでに全国で十九地域を指定してございませう。十九地域ですら政府としては多いと考へておるのであります。いろいろ事情で十九地域

になつたのでありますが、特殊土じよう地域を置きまして、それ以外の地域をも、更に特定地域にいたせという御要望には遺憾ながら政府としては直ちに御賛同できないのであります。ところが、いろいろ御提案の御趣旨を伺つておりますと、特殊土じよう地帯は十九地域以外のところにたくさんあるといふようなお話でありますので、その地域をも含んでこの開発を総合開発法によりまして重点的に取上げようという御要求は、遺憾ながら我々のほうとしては御賛成できないといふふうな關係で、我々といひましては、できるならば国土の総合開発は総合開発法一本で参りたいといふのは、これは繰返して申上げますように強い希望でございませうけれども、遺憾ながらその地域の点につきまして、一応こういう法案につきまして私といひましては賛成であるとか、不賛成であるとか、そういうことではなしに、止むを得ないといふ事情だけ御説明申上げる次第であります。

○田中一君 御答弁があつたので、もう一遍質問させていただきます。今の御答弁によりまして、先にきめられたところの十九の特定地域以外にこれがあるからとおつしやるのですか。南九州の宮崎、大隅のほうには指定がありません。指定があるからこれを認めるというのですか、指定がないから認めるというのですか、どちらなんですか。

○政府委員(今井田研二郎君) 認めるとか認めないとかいふのはなしに、特定地域と中には特殊土じよう地帯としましては南九州地域しかないといふふうなのは、今までの私のほうからする説明なのであります。

○田中一君 十九の特定地域にきめられたものは、国が順位はきめないけれども、優先的にこれをやつて行こうという御意圖のように安本長官から伺つております。そうすると、これは南九州の宮崎、鹿児島の大隅半島はこの十九の特定地域の一つになつてゐるので、その上に国土総合開発法によつて政府自身もどこかの部局にやらせる、併しなからそれじや足りないから、この法案を作るのだという立法の精神ですか、これは両方に、提案者にもそれから安本のほうにも伺ひます。

○衆議院議員(上林山榮吉君) 提案者の考えは、十九の特定地域の中に鹿児島の一部、宮崎の一部が入つてゐることを承知してこの法案を出したのであります。承知してゐるのは政府側の答弁にもあります通り、又私どもの説明にもあります通り、大部分がシラス地帯、ボラ、コラ地帯が入らないのであります。入らないのでありますから、大部分のものを助けて行きたいというのが主眼でありますけれども、今後審議会による事業計画等によつて意見がまとまるならば、特殊土じよう地帯は総合開発の一部に入つておるものも、場合によつてはこれを対象にして行きたい、こういうふうにお考へておるのであります。それで大部分のものが入つていないといふ事情にあることを御了解願ひたいと思ひます。

○田中一君 初めからよく了解してゐるのですが、筋を通して頂かないと困るのです。若しも今の安本のほうで十九の指定地域にないからこれを認めたいというなら、これはもう筋になりませう。併し現在指定してゐる、指定地域になつてゐるにもかかわらずこの法案

を、無論これは議員提出ですから安本は提案者じやないのですけれども……安本としてはこの特殊土じようの立法の精神、立法の実施がしたい、自分からしたい、併しなから自分のほうの非力できないから、この法律を以て又やろうというお考へか、そういう点を伺つてゐるわけなんです。あなたが答弁して下さらなかつたら、こういう問題は起きなかつたのですが、答弁してくれて……十九の特定地域に入つてゐるのです。

○政府委員(今井田研二郎君) 私どもとしては、この法案に賛成であるとか不賛成であるといふことは、私としてはここではちよつと申上げかねるのであります。只今申上げましたように、総合開発は決して特殊土じよう地帯を取上げないといふふうに申しておるのではないのであります。無論特殊土じよう地帯におきまして、この開発も、大きな開発目標の一つとして考へておるのであります。ただ只今申上げますように、段階的に特定地域に入つておられません場合は、重点性が若干入つておりません。これは取扱だけの問題であります。そんな關係で、或いはこういう法案が出て来たのではなからうかといふふうにも考へておるのであります。ただ私どもが懸念しております点は、こういう法律によりまして審議会ができました場合には、総合開発におきましてその審議会との關係をどうするかという問題は、これは又別な問題にならうかと思ひます。これはできました場合にはその間の調整は考へて参る、いずれにしましても国土総合開発一本で参りたい。仮に審議

○赤木正雄君 大蔵大臣が御都合で、
く、いらつしやいませんか主計局長
でも私結構であります。公営住宅法第
六條の規定に基き、承認を求める件、

と思ひます。併し実際はそう建たない。建たないものを十八万戸建てる。これを公けにするのは、道德的に、政府といたしましても、又我々といたし

なり五六年間にこれほどの仕事を
 なんだと、この例に倣つて今後法律を改
 正した場合に、公共事業費というものは
 皆こういうふうになり得ると思ふん

○赤木正雄君　主計局長は公平にももの

ために法案の一部を改正して、日本の道路をやれ、日本の海岸堤防をやれ、そういうようなことで法案の修正をすることはいいと思う。それに反対する

ものではありません。参議院でも、衆議院でも、法案にそれを盛り込まなければ、事業は優先的にできないという観念を植えられることは、とてもないことと思ひます。その点は主計局長として、今までの公共事業を処理された点と、こういう法案ができると、それを特に重点的に処理なさるのか、この点もう一遍はつきりして頂きたい。

○政府委員(河野一之君) その公共事業に對するいろいろの計画が出ますが、その計画が特殊な性質があるという点で、計画ができると思ひますが、その計画である以上、予算の上にもその特殊性という点を尊重せられる方向においてこの問題は考えるべき筋合いのものだと思ひます。従つてこの具體的な計画を尊重して、その普通の公共事業とは、特殊性を尊重する意味において予算も配慮されるというように私は考えるのであります。

○赤木正雄君 これ以上この問題を御質問しても、これははつきりした御答弁はできませんから、私は質問いたしません。又私はこれはわかつておりますから、これで終ります。

○田中一君 主計局長に伺いたいのですが、十八万戸の三カ年計画を立てたのは、無断で建設省の住宅局でやつたと思ひますが、構造別をきめられたのは、無論主計局長も御相談の上できめたと思ひます。木造七万二千戸、各種耐火構造が六万三千戸、第二種公営住宅が四万六千戸、従つて木造としては十一万八千戸きめられておる。これについては、この構造別をきめられたという場合、いわゆる国の財産を守り、国民の税金を有効適切にお使いになる主計局長ですから、無論大

蔵省ですから、この国民の利益、損失の問題はよく御検討なすつたと思ひのであります。どういふ根拠から、木造が十一万八千戸、各種耐火構造が六万三千戸にきめられたか。本年度の二万五千戸の建設計画の予算をあなたが出出したに上つた場合に、大蔵当局の御見解はどういふふうだつたか伺ひたいと思ひます。

○政府委員(河野一之君) 木造と耐火構造との割合の問題であります。これは従来推進主義で行くか、或いは根本的な耐火構造を主にして、まあ恒久的な計画で行くか、いろいろ議論のあるところでありまして、従来は住宅不足の非常な状況に鑑みまして、木造に相当力を入れました。木造を七五%、耐火関係を二五%というふうに従来やつておつたのであります。最近物資の事情も相当案になりました関係もございまして、たしかこれは三五%に上げたというふうに了承いたしてゐる次第であります。

○田中一君 どうもこれはあなた間違ひをおつしやつたと思ひます。現在木材のほうは不便なんです。木材のほうは窮乏なんです。木材が騰勢を辿つており、セメントは横這ひしてあります。鉄材は上つておりません。横這ひの状態です。従つてその三カ年計画を組む上において、これはその説明資料として提出されたものでありますから、内容には触れておりませんが、木造のほうは上る傾向にありますが、木造を急ぐ木造よりも、不燃化建築のほうは早い場合が多いです。こういう点も御認識を改めて頂きたいと思ひます。それから三カ年計画を立てる場合ですね、これを全面的に十八万戸

の御承認をなすつたものとするならば、構造別については大蔵省も相当今後予算の支出については干渉なすつて頂きたいのです。木造建築というものは、国の財産を守る大蔵省の立場から申しまして、木造建築は十五年乃至二十年でもう駄目になります。耐火構造はこれはもう百年も持ちます。従つて財産を守る意味においても、この予算の支出については、十分建設省に向つて御注文をつけて頂きたいと思ひます。今の御説明は不満足ですが、専門家でございせんから諒といたします。従つてですね、この三カ年計画の場合の構造別の内訳というものが、一応本年度できめられたものを我々が了承するのであつて、次年度、三年度の構造別の内容については承せんということを私は考えておりますから、主計局長もそのことをお含みの上で、次年度の予算の場合には御考慮願ひたいという希望を申し上げておきます。

○小川久義君 質疑も大方盡きたように思ひますので、討論、採決をお願いいたします。(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(廣瀬興兵衛君) 小川君の御意見に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(廣瀬興兵衛君) 御異議ないものとして認めまして、討論に入りませう。御意見のおありのかたは、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○田中一君 第一期公営住宅三カ年計画の承認事項につきましては、無論原則的に賛成でございます。併しながら審議の過程におきまして、私といたしましては、将来資材の昂騰或いは値下りという点につきまして、この構造別の地区別の問題につきまして

は、ここに提案には明示はございませんけれども、相当考へて頂きたい。できるならば本年度は止むを得ませんが、次年度、三年度はことごとく耐火建築にして頂きたい。そうしてこの予算も少くとも耐火構造で、二万五千戸くらいの一坪当りの単価でやるような研究を本年度のうちに完成して頂きたい、こう考へております。従つてそういう点について、これを承認するが、三カ年計画に、次年度、三年度に對する注文をつけまして、賛成いたします。

○委員長(廣瀬興兵衛君) ほかに御意見もないようですから、討論は終結したものと認めてよろしうございませう。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(廣瀬興兵衛君) それではこれより採決に入ります。公営住宅法第六條の規定に基き、承認を求めの件を承認することに御賛成のかたは御挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(廣瀬興兵衛君) 全会一致と認めます。よつて本件は承認すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長のお頭報告の内容は、先例に従つて委員長に御一任願ひたいと思ひます。それから本件を承認することに賛成されたかたは成規の手續によりまして、順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

田中	一	東	隆
前田	穰	赤木	正雄
松浦	定義	植田	常猪
深水	六郎	島津	忠彦
小川	久義	石川	榮一

○委員長(廣瀬興兵衛君) 次に特殊土、地帯災害防除及び振興臨時措置法案を議題に供します。

○田中一君 建設省の河川局長にお伺ひしたいのですが、この法案が出まして、あなたのほうの二十七年の予算上、これと関連する予算上の接觸、接点と言ひますが、これを御説明願ひたいと思ひます。それから同時にこれによつて予算がどれくらいこの事業のほうに食ひ込むかどうか、そういう点伺ひたいと思ひます。

○政府委員(目黒清雄君) この法案に我々の接觸を持ちますのは、主として砂防であります。砂防は二十七年の予算はすでにまとまりまして、決定いたしておりますので、これに對してこの法案が議決になり、決定されたあとに、どうするといふ手段はないのであります。併しながら自然的な條件としまして、現在におきまして、その地方には相当砂防工事を行なつておるし、それで、これで二十七年はやつて行きたい。法案ができて来まして、更に予算の追加をお願いできるようなことになりますれば結構だと思ひます。

○田中一君 もう一遍繰返しますが、大体砂防計画ですね、この地区のこれは全部直轄ですか。それとも都道府県の助成工事になつておるのですか。直轄の場合はございせんか、この区域に……

○政府委員(目黒清雄君) 大体府県営のものが多いのでございませう。それに助成をするというやり方でございませう。

○田中一君 鹿児島、宮崎、熊本以外のこの指定されましたところの特殊

土壌の地区は河川局長御存じだと思
います、どこにございます
か。

○政府委員(目黒清雄君) 勿論この地
区の指定は審議会で考えております
が、我々の考えておりますのは、や
はり中国方面にもあるのではない
か。いわゆる花崗岩の風化した地帯が
ありますから、この辺もこの法律の
範囲に入るのではないかと考えて
おります。

○田中一君 その場合直轄工事では
ございませうか。そういう場合には
おおよそ三県、二県ちよつと、こ
ういふ工合に跨がっております以外
のものでも、相当大量のものがあ
つて、事業の上ではこの法律によ
つて制約を受ける、あなたごたの
事業が、そういうふうな点はござ
いませうか、全国的に見て……。

○政府委員(目黒清雄君) 私のほう
では制約を受けるという考え方は
ありませんが、更にこれで伸ばし
てもらえるという考え方を考へて
おりますが、大部分が府県の工事
と見ております。

○田中一君 管理局長に伺いたい
のですが、建設関係でこういう法
案が陸續出た場合、あなたは歓迎
しますか。(笑聲)

○政府委員(目黒清雄君) 先ほど来、
それらの問題に対する御質問に
対する見解につきましては、安本
当局から御意見が出ております。
私どもも大体同じような考えを
持つておるわけでございます。

○田中一君 私は安本のかたに伺
うのでなく、建設省の国土総合
開発を実施する面の、建設省と
しての御意見を伺いたいので
す。実施面です。

これは計画は結構でございますが、
実施面で摩擦とか、或いは関連
性があつて、それに対して無
論河川局ではこれはもう非常
に結構だと思ひますが、管
理局としてはどうでございますか。

○政府委員(目黒清雄君) 私ども
の考へておりますことは、やはり
総合的な計画自体が作られるとい
うことが、これが私どもの絶えず
念願いたしてございまして、こ
ろでございまして、総合開発法
を制定された趣意もそこにある
といふふうに考へております。従
いましてこの特殊性のあります
法律案が定められて、その中の
一部であり、又相互関連性を持
つておるといふ関係において、
調整がとらるべき必要は、我々
の立場からいたしましてはあ
るかと考へております。

○田中一君 丁寧に伺いたい
のですが、この第四條の「この法
律に定めるものの外に何かある
といふのはどういふことですか」
という点でございますか。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) お尋
ねの第四條であります、御覽の
通り、この法律は十條を以て終
つております。そこでこのい
わゆる審議会によつて決定した
計画をどういふふうにかつて
実施するのにかつていふこと
については、特に規定がない
わけでありまして、これはほか
の立法例にもあることとあり
まして、その実施については
先ほど問題になりました国であ
るか、地方公共団体であるか、
若しくは土地改良局がやるか、
それによつて法律がございま
すが、それに従つてやります
という原則をここに掲げたので
あります。

○田中一君 私は質疑はもう中止
いたします。

します。

○東隆君 私は提案者にちよつと伺
つておきますが、これは実は特
殊土壌という言葉を非常に広
範囲なもので、これはこれじや
ないと思ひます。私どもは却
つて土壌侵蝕による地帯の災害
防止、除却とか、そんなふう
なことに直すのが却つていいん
じやないかと、こういう氣も
いたしまして、そういう氣持も
あるかどうかを一応聞いてお
きます。

○衆議院議員(上林山樂吉君) 法案
の題目について御意見があり
ましたが、私も内容については
そういうふうな意味を持つてお
ることを御説明申し上げたので
あります。併しどう考へても
適當な言葉がなかつたので、
特殊土壌、地帯といふふうな
ことにいたしました。なと思
ひます。なお説明をすてに申
上げたいと思ひますが、この
内容は、シラス、ボラ、コ
ラ、アカホヤといふような
ものが主でありますけれども、
そういう名前をたくさん並べ
ることは体裁上から言つても
調子が悪いのではないかと、
こういうふうなことも考へた
わけでありまして、なおこれは
極く一部であります。審議会の
決定によつて、これに附加さ
れる特殊土壌のあることも、
二想像もされておりますので、
こういう名前を付けたのであ
ります。できるならば提案者
の趣旨を諒とされまして御
賛成下さるならば誠に幸い
だと思ひます。

○東隆君 私は今これを直すと
いふやうな、そういう意味じや
ないのです。併し特殊土壌とい
ふものの中には非常に広範囲
なものが入つてゐるのだから、
それは土壌学を御覽下されば
おわかりになると思ひますが、
それも却つて日本のような地
帯であります。

○衆議院議員(上林山樂吉君) 御
質問の趣旨は私も諒とす
るものであります。併し先
ほど申し上げたわけであり
ますが、先ほど申し上げた
わけでありまして、現在の
土壌学から言つても、又
実際の調査から言つても、
どれだけのものが特殊土
壌であるかといふことは
現時点ではなかなかつか
められないのが事実であ
ります。そういう点等から
言ひまして、特に甚だし
い災害を受けておる特殊
土壌といふ意味でこの
名前も使ひ、その説明
いたしまして、ここに書
いてありますやうに、
シラス、ボラ、コ
ラ、アカホヤ等
特殊な火山噴出物及び花
こう岩といふものを主
にしてあります。あ
とに「その他特に侵
蝕を受けやすい性
状の土壌」といふのは、
これはお

ら、火山灰地帯が非常に多いわけ
です。それで却つて火山灰地帯とか、
そういう特殊な土壌のうちの火山
灰土を中心として考へても、それ
からもう一つの問題ですが、これは
土壌の侵蝕による災害の防除を
しようと思ひ、これが根本の目的
だらうと思ひます。そこに盡
き。だから端的に、土壌侵蝕に
因る、そういう意味の表現を
したほうが、これは大きな問題
となつておるのですから、国土
を保全するといふ意味にお
いて却つていい、この關係は
私は決して反対するものじや
ないのです。反対をするもの
じやないのです。私も、その
意味にこれを解釈すべきであ
ると思ひます。そういう意味に
これを一提案者から私に聞
いておくれうが、いいと思
ひますので、その点を伺つて
おくれう。

○衆議院議員(上林山樂吉君) 御
質問の趣旨は私も諒とす
るものであります。併し先
ほど申し上げたわけであり
ますが、先ほど申し上げた
わけでありまして、現在の
土壌学から言つても、又
実際の調査から言つても、
どれだけのものが特殊土
壌であるかといふことは
現時点ではなかなかつか
められないのが事実であ
ります。そういう点等から
言ひまして、特に甚だし
い災害を受けておる特殊
土壌といふ意味でこの
名前も使ひ、その説明
いたしまして、ここに書
いてありますやうに、
シラス、ボラ、コ
ラ、アカホヤ等
特殊な火山噴出物及び花
こう岩といふものを主
にしてあります。あ
とに「その他特に侵
蝕を受けやすい性
状の土壌」といふのは、
これはお

つしやるやうに非常に範圍が
広いので、調査と或いは審議
会における審議の結論とを
以て更にこれに加ふるもの
もあり得るといふ、こ
ういふ意味で、ここに特殊
土壌といふ地帯対策と、
いふ名前を使つたわけ
であります。御質問の趣
旨は我々も諒といたしま
すので、今後そういう考
えを更に明確にし得る
時期もあるのじやないか
と、こころを思ひます。
す。

○赤木正雄君 建設大臣は
まだ見えませんか。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 今
呼びに行つております。

○石川一君 大分御熱心な
質疑応答でありまして、もう
二、三回御質問があれば大
体内容がはつきりして参
ると思ひますが、そうなり
ましたらば、この法案を如
何にすべきかをまとめる
点につきまして、こ
こでお考えを煩ひたい。
一言申し上げたいのは、
先ほど来の田中委員の
質疑、それから昨日の
赤木委員の質疑等から考
へまして、必ずしもこの
法案に反対でないとい
ふことははつきりして
おるやうであります。
問題はこれと同じやうな
法案が先ほど来もう審
議に入り、或いは北海
道の泥炭地の問題が
出て来るであらう、
その他特殊地域から
たくさん出て来るであ
らうといふことは想像
にかたくなのであり
ます。そうなつて来
ますとこの法案はや
めるといふやうな
段階では予算のこ
ういふ国土総合開
発に關する計上の
仕方が非常に少
ない。國民の期待を
裏切つておる。それ
を鑑み、國民の意
思の表明であると
私どもは考へま
して、たとえこの
法案ができ

ましても、大きな、期待するような予算の獲得はできないまでも、衆参両院から起る声はかくのごとく続々と出て来るという事を表明することは決して政治のために無駄でないと思うのです。私はこの法案の内容につきましても、とやかく言うのではありませんが、現在のいわゆる予算の計上の仕方につきましては、おの／＼見るところがあるでありまして、私もこの狭小な領土に追込まれ、そうして一億に達せんとする国民を養つて行くという立場から考えましても、国際情勢の日に日に緊迫化を加えつつある内外情勢から考えましても、国土の保全、培養、特に食糧の自給度向上という事に全力を挙げなければならぬ、こういう観点に立つて予算の配分をすべきである。然るに数年来の我が党内閣でありまして、そういう点につきましても、私もこの国土保全開発に対して熱意を持つておる者から見ると非常に遺憾の点が多いのであります。こういう点を大きく御いておるといふ点に對しまして私は敬意を表する。そういう観点から私は賛成したいと思ひます。

○小川久藏君 この審議会の委員の任命なんですか、それは総理大臣がすることになつておる。従つて昨日から議論になつておる焦点は、最初は何かシラス、コラ……具体的に申しますと、南九州の一部だといふ、それが基本である。ところがそのほかに二條の解釈があるので、この審議会の委員の任命に當つては、一方に偏しないように二人ずつあるものを、全国的に公平な配分を先ずやる。それから農業団体の代表者三

人以内とありますが、これにしても全国的な農業団体の代表を、一区域の限られたものじやなしに、全国的な代表の中から三名を選んでもらうということとを、一応委員会としての決議としてお願いしておいて、任命者である総理大臣に要望したいと思ひます。

○赤木正雄君 議事進行について。今まだ質疑中です。討論しておるのじやありません。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 建設大臣が来られましたから、質疑をお願いいたします。

○赤木正雄君 特殊土壌の法案につきましても、昨日から提案の理由を聞きまして、これには建設省とも関係することが多いので、特に大臣の御出席を求めて、大臣の御意見も多少承わりたいと思ひます。

昨日私は第二條の「特殊土壌(シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物及び花こう岩風化土その他特に侵しよくを受けやすい性状の土じよう)」をいう。以下同じ。「これに對してシラス、ボラ、コラ、噴出物はよく知つていますが、これだけを切り離すことはできないかと申したときに、衆議院その他の関係から、それは不可能である。そういうことを言われましてから、私はこの法案にある通りに、今読み上げた通りに「花こう岩風化土その他特に侵しよくを受けやすい性状の土じよう」これを含んだものを特殊土壌と考へて、これから質疑をいたします。それは恐らくこの提出の法案に明記してありますから提案者も決して私の申すことに對しては御異議はなからうと思ひますが、どうでしょう、それを先ず承わりたいと思ひます。

○衆議院議員(上林山吉君) 赤木氏の御意見は建設的な理解ある御意見だと思ひますので勿論異議はございません。なお又提案者の説明もよく御理解下さつておることと思ひますので、異議のないことは重ねて申上げておきます。

○赤木正雄君 昨日私は委員長に高知県の幡多郡の大正年間及び昭和における災害調査の調査書を請求いたしましたが出ていますか。

○委員長(廣瀬興兵衛君) 専門員のほうに申付けましたのですが、専門員如何ですか。

○専門員(武井篤君) 昨日調べましたのは、最近の十一年の災害総額国庫補助額調べというのが手許にございまして、幡多郡という限定されたことになりまして、非常にこれはちよつと一日では不可能な状態と思うのでございしますが、高知県だけは出てくるわけなんです。それで高知県のところを一つ読み上げるのは大変でございすから省略いたしますが、高知県だけはとにかく一応そういう河川局の調べが手許にあつたわけでありまして。

○赤木正雄君 それが必要ならば無理は申しません。では私の知つてゐる範圍だけをもう一遍申上げます。昨日も申上げましたが、特にこの点を大臣に御開取りをお願いしたい。高知県は日本で最も災害の多い県でありまして、決して宮崎、鹿児島に劣らない災害県であつたことは衆議院議長にお尋ねなされればはつきりわかります。それほど災害が多いので、日本で災害と言へば高知県の中で幡多郡が一番災害が多かつたのであります。高知県といたしましては、県財政の関係からして、これは無

論冗談と思ひますが、どうか幡多郡は愛媛県に付けて欲しい、幡多郡があるためにこういうふうな災害がある、そういうことまで言つたのです。我々もたび／＼行つて参りました。その当時、昭和二、三年の頃、四年もありました、五年もありました、殆んど年々災害があつたのです。それで災害の査定官の復命書を見ますと、先ず砂防をやらんといかんといふも書いてあるのです。ところが一向その砂防をされてないのです。そのときの土木課長は土肥君でした。それで内務省に来てなせぬのうちに復命書にあるのに、砂防工事をやらんのか。ところが土肥君が、率直に申すとは砂防しないのだと、それで甚だ濟まなければならぬ、それから昭和五年に初めて三崎川に堰堤が一つできたのです。それが端緒となりまして宗谷川その他の川にも砂防工事をやりました。その結果あの幡多郡の災害の多い状況が一変しまして、非常に災害が少くなつた。最近の災害はむしろ高知県の室戸崎からして東のほうです。それほどに変わつてしまつたのです。要するに根本治療をやつたために、ああいうふうな災害がなくなつた。これははつきりわかつております。それで私はここに關連して申したいのは、この特殊土壌に對して非常に困りやすいことはよく存じます。鹿児島県にも数回行つております。そうして相当地で設計した仕事もありまして、この中には成績のいいものもありまして、この報告を見ますと余りよくないものもあつて、非常に相済まんと思ひます。それは今から思つてもどこが悪かつたといふことはよくわかつております。コンクリートの堰堤のその突込

みが悪かつた、それからして一旦仕事をやつてその後少しも維持修繕をやつていない、あの地質に對して非常にこれは欠陥があります。もう一つは、大きな堰堤より小さな堰堤をたくさんやつた。それにはああいうふうな断崖になつてしまつたからして、先ず相当の距離に一つの堰堤をやつて、それに土砂が溜つたら又やる、それに土砂が溜つたら又やる、そうすれば工費も安いし、そうして安定した仕事ができるのです。そういう工法を以て進んで来たのであります。ところが今日それが守られていない。これに大きな欠陥があつてああいうふうな災害が殖えてゐる。もう一つは、これは余計なことではあります。鹿児島県は一体治水觀念が少いのです。と申しますのは、これは例の揖斐川で四十七士が腹を切つた關係で、あれが県民にはまだ果つてゐるのです。治水、それがために、自分たちの先祖は腹を切つたのです。だから非常に水を恐れておるのです。それはひとりここの砂防のみならず、河川に對しても実にその仕事をしてないのです。我々は在官中に、なぜ鹿児島県はああいうふうな県民でありながら、これの防止をやらぬのか、而も意つておるのです。それは今まで県民がそういうことに冷淡であつたといふことを申上げた。のみならずもう一つ申しますと、砂防事業費は三分の二の補助です。三分の一が県の補助であります。県の補助に對してその一部の工費を、仕事をやる町村から取りたい、こういうことを申出た内務部長がおります。それで我々は折角ここまで補助を国が出すようになった。砂防法の最高まで出すようになった。それに

はこういう仕事を町村にさしたら困るから、その代り県財政の観点から考えて国が三分の二を補助するのだ。そしてあなたがたのほうでどうしても町村から補助金を取る、工事費の一部を負担させるというお考えならもうよして下さい、そういうことまで言つて今日までやつて来たいろ／＼な経歴がある県なんだであります。で、私はここに一つ考へたいのは、要するにこの農業方面のことは私はここに申しません。この第三條に、「特殊土壌地帯における災害防除及び農地改良」云々とありまして、農地改良のほうのこととは私はここに申しません。要するにこの災害の根本のことを申したいのです。これは砂防そのものと何ら変りはないのであつて、現在の砂防と変りがない。ただ予算措置さえ……たくさん予算を取りさえすれば何ら差支えない。ところが今まで衆議院でも、予算を取るときには砂防に対しては何もお骨折りがなしてない。

○衆議院議員(上林山榮吉君) 違ひ、違ひ……(笑聲)

○赤木正雄君 若しも今までも非常に盡力していらつしやるならば……

○衆議院議員(上林山榮吉君) そうです。盡力しています。

○赤木正雄君 この上ともその点をお願ひしたい。それからしても一つは、この火山の火口の風化地帯、これは申すまでもなく中国一円、近畿地方、皆そうです。又特に浸蝕を受けやすい地質というなら、熊本、あの阿蘇、これは風化の例の火山灰ですが、これも非常に困つてゐる所でありまして。又富山県の大畠、これも大噴火を起して困つております。又石川県の手

取川の上流、これは地割層で非常に浸蝕しやすい。これも当然含めて考へなければなりません。そういう全般のことを考へますと、要するに特殊土壌、殊にこの法律で申しますと、シラス災害の実態とその対策、これを見ましても浸蝕防止に過ぎないのです。浸蝕防止というの、言ひ換へれば砂防工事なんです。そういう実情でありますから、若しもこの法案を通過させまして、特にこういう地帯だけに今日の砂防費をたくさん持つて行くということになりますと、これは大臣のお手許で全国的に各府県の実情によく適応して公平に按分されている砂防費と思ひます。その砂防費のバランスが破れてしまふ。無論大蔵省でこの法案のために特別の費用を計上してくるなら結構であります。恐らくそういうことはしないと思ひます。と申しますのは、本年度の予算の中に例の地入り地帯、これに対して七千万円の予算を計上してございます。これは私は非常に不愉快な予算なんです。と申しますと、内務省時代に、昭和十三年に土木局の局議といたしまして、地入り工事は砂防工事の一つと、はつきり工事の上に、当時の河川では我が国の第一人者である宮本博士と技官と皆協定してきてゐるのが今日の砂防工事の規約なんです。それにあの地入り工事ははつきり砂防工事と謳つております。今後あの予算を計上される場合に、なぜこういうふうな小策を弄するかと私は非常に不満に思つたのです。無論新潟県地帯、或いは石川県地帯、富山県もそうです。長野県、山形県、そういう地入り地帯に特に仕事をして欲しいからこういう特別の費用を設けたのだとい

うことを聞きました。それならば砂防に一本の大きな費用をもつと増せばいいのです。併し治水費でありながらあれをするためにその間非常に妙なものがでるのでありますからして、この法案が通過した場合には、大臣はこの法案に特別の予算措置を講ずるようになさる。大蔵省に今後折衝なさるか、或いは今の砂防費の一部をこういう地帯に特に重点的に按分なさるか。これによつて法案の処理上に非常に大きな問題があると思ひます。この点を承りたいと思ひます。

○國務大臣(野田卯一君) 赤木委員から非常に広汎に亘る、且つ又非常に参考になる御意見を拜聴いたしました。我々も御意見を十分尊重して今後やつて参りたいと思ひます。この案を提出されました提案者各位の御意見も砂防の重要性を極度に認識しておられると思ひます。そして少しでもつかい捧しようという御熱意の現れがこれになつたのじやないかと思ひます。赤木委員の言つておられることと根本において全く一致してゐるのじやないかと考へております。砂防事業は私、昨日も衆議院の電力開発会社に関する委員会でも申上げたのでありますが、ダムを作るだけで電気が起ると思つてはとんでもない誤りであつて、それには必ず治山並に、砂防ということ考へなければならぬ。国民がダム建設と言つたときには直ちに砂防、治山というものが引續いて頭にはつばつと浮ぶのでなければ本物でないといふことを強調しておいた。私は絶えずこれからこの三者の關係というものを強調して行きたいと思つておつたのですが、この際、シラス地帯に私もしばしば参

りまして、今お話の鹿兒島県の事情も全く同感でありまして、鹿兒島県は平田穀倉が腹を切つた關係で恐がつてゐるかも知れないが、道路も悪いのです。私は大隅にも参りましたが日本一の悪道路である。私が健康を害するほどである。でありますからして鹿兒島県全体が貧乏である。私は日本で一番貧乏なのは北海道と鹿兒島だと思ふ。実に民度が低くして民度を高くするやうにしなければならぬといふやうに考へております。この法律もそういうことに非常に役立つだらうと思ひます。併したた鹿兒島地帯だけじやなしに、特殊土壌地帯については、やはりその土地の人々は非常に困りのかたが多いのであるから、従ひましてこのやうな施策も強力に実施して、その土地の住民生活の安定を図り、又産業の振興を期するといふやうに行きたいと思ひます。この点につきましては今後も赤木委員その他のかたの強力な御支持と御協力をお願いしたいと思ひます。

○赤木正雄君 第六條に審議会の組織の中に都道府県知事二人、都道府県議會議長二人、市町村長二人、市長村議會議長二人、農業者の団体代表者三人以内とありますが、これは恐らく鹿兒島及び宮崎の二県をお考えの上でかようにされたことと思ひますが、さうう承して差支えありませんか。これは提案者に伺ひます。

○衆議院議員(上林山榮吉君) 審議会の委員のメンバーを御覽下さればわかる通り、政府事務当局が非常に多いわけでありまして。それで民間方面の意向を反映するという意味において、こ

うような提案をいたしたわけでありまして、勿論御意見にありますが通り、關係地方の実情に通じた者をできるだけ多く入れて頂きたいといふ考へを以て提案をいたしたのであります。併し公平を期する上から言ひまして、必ずしもそれにとらわれるものでなく、全国的に委員を物色して適正を期するといふ御意向であれば、提案者としてもその点を考へてゐるのでありますから、そういう御意向でありまますから、そういう御意向であることを御説明申上げておきたいと思ひます。

○赤木正雄君 もう一つ重ねて大臣に承りたいのは、先ほど申す通りに、結局この法案も砂防法と、先ほど申しましたこの農業部門におきまして災害防除關係に關しましては砂防法と変わるところがない、こういうふうと思ひますが、如何でしょう。

○國務大臣(野田卯一君) 災害防除の面につきましては、この法律も砂防の点に非常に貢献をするといふやうに考へております。法律自体が一緒かどうかといふことを比べますと、私はこれは法制的に考へますと、いろ／＼な議論があると思ひますが、砂防を充実して行こうという結果に相成ることは同じだと思ひます。

○赤木正雄君 それなら重ねて申しませんが、災害防除の点に關してです、その砂防法を適用して、予算がますます／＼増されるように、殖えるように努力するといふ一点に盡きるのじやありませんか。

○國務大臣(野田卯一君) そういう御意見もあるかと思ひますが、私はこの

法律ができてその邪魔にはならないで、やはりプラスになるのじやないかというふうに思ひまして、砂防を更に強化するという方向にはプラスになりました。マイナスにならんじやないか、又實際上の運行について善処して行きたいと、こう考えております。

○赤木正雄君 大休大臣の御意見も承り、わかりました。要するのこの法案ができて実施面においては現在の砂防法によるものと変らないと、こういうふうに了承して差支ありませんか。

○国務大臣(野田一君) 私はその砂防法というものに、又こういう法律ができて、マイナスにならないで、むしろプラスになるほうに持つて行きたい、よりよく強力に持つて行きたいというふうに考えます。

○赤木正雄君 若しも砂防法に、砂防の実施にマイナスになるようなものなら私は不賛成なんです。まあ大臣の御趣旨でまあ大体工事に関することはわかりましたが、先ほど申しましたこの一番冒頭に私申しした通りに、これは中国地方も近畿地方も富山県地方も石川県地方も、或いは長野県地方も新潟県地方も、たくさんこれは入れるべきものと私は解します。特殊土壌、特に浸蝕という点があるならば、その観点からして都道府県のごときもの、都道府県知事二人を、これを中国から一人近畿から一人、北陸から一人、それから長野方面から一人、もう無論そういうふうに入れないかと思ひます。これは後に論議します。

○田中一君 大臣に承りますが、もう一遍お伺いしたいのですが、国土総合開発法との関連性です。国土総合開発法にはこのシラスその他の土壌の問題も含めてあります。併しながら、あえてこの法律が出されなければならなかつたという理由は、時間がありませんか。私は質問いたしますが、理由は国土総合開発法というものが、先般来もう施政演説において総理大臣、大蔵大臣、安本の国務大臣も口を極めて強く主張してあるのですが、国土総合開発法というものが発効してありながら実施に至らない、調査の段階だということによつて、かかる法律も必要だというふうに了解してよろしうございますか。

○国務大臣(野田一君) まあどんなのが出て来るか、余り仮定の質問にはお答えしにくいのであります。

○田中一君 まあ党利党略に亘らない正しい立法が出る場合には大臣は非常に歓迎して賛成して下さるものと解釈してよろしうございますか。

○国務大臣(野田一君) 私は党利でもいいと思うのです。自由党は国民福祉を國という党利なんで、その線に沿つたものはいいと思うのであります。(笑聲)

○田中一君 大体了解いたしました。(笑聲)

○松浦定義君 私は提案者にちよつとお伺いしますが、先ほど赤木委員からお話のありました審議会の委員の問題ですが、この委員の構成については、提案者として何かもう少し別のお考えがあつたか、やはりこの程度のもので最初からお持ちになつておつたか、その点ちよつとお聞きしたいと思ひます。

○衆議院議員(上林山榮吉君) 審議会の委員の問題について、重ねてのお尋ねでございますから簡単に答えたいと思います。最初からの案といたしましては、多少違つた点もございましたけれども、慎重審議の結果、結論としてこういうことになったのであります。そこで赤木委員からも発言が非公式にもいたしました。最初のお考えを多少変更いたしました。当委員会においての意見を何か具体的な案でもございますれば尊重して、そうして委員会の運営に

適正を期して行きたいというふうな考えを持つております。例えて言へば鹿児島県から知事が委員として任命されたとするならば、一人の知事は鹿児島、宮崎に關係のない所から出てもらうとか、県会議長が仮に宮崎から一人出たとするならば一人の県会議長としての委員は全然關係のない方面から出てもらうというように調整をとるといふことについては、先ほど申し上げた通り、やぶさかでありませんので、修正ということは諸般の事情上非常に困難でありますけれども、附帯決議というような名目で、当委員会が何か調整案をお考えになるとすれば、それを尊重して行きたいというふうな考えるものであります。

○松浦定義君 只今のお話で、まあ大体わかりませんが、構成員の数が十九人以上となつておりますので、今のお話ですと、二人の場合は一人ずつということになります。これ以上別に、どうしても必要だというふうなものがあるとしても、ここに入れるというふうなお考えはこれの趣意に反するものでないか。

○衆議院議員(上林山榮吉君) 今後やつて見てどうしても不適正であるという事態が生ずれば将来考えたいと思ひますけれども、只今のところ、できるものならば内輪の調整によつて適正を期するという方向でお進み願へば誠に幸いだと思ひます。

○松浦定義君 それでは重ねてお伺いいたしますが、これで見ますと、政府機関なり相当関係機関から出ております。只今お話の、調整のとれるというのは地方機関の問題なんです。特に私のお伺いしたいのは、例えば府県知事だとか、町村長の代表というものは、これはまあ行政機関の關係として

は、これは又その他學識経験者とか、農林團體の代表、こういった者の意見が非常に、私は地方の問題として審議会に入られても強く発言することができないうと思ひます。だからこれを補足する意味において、国会の代表を入れるということについての御意見が初めからあつたか、一つお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(上林山榮吉君) 率直に申し上げますが、初めは衆参両院から四名というふうな案を作つたのでありますけれども、一面国会議員は政府と對等の立場にあるものでありますので、国会議員の地位、或いは権威という立場から、総理大臣の任命を受けるということはどうだろう、こういう意見が起りました。研究の結果、衆参両院は委員以外にあつて、實際上側面的に努力をして行けばそれでいいのではないかと、こういうことになりました。最初の案を修正してこの結論を得たわけであります。

○松浦定義君 只今のお話ですと、對等の立場にあるからというふうなお話ですが、私はその上位にある立場であればこれは遠慮してもいいと思ひますが、對等であれば何も遠慮する必要はない。それからもう一つ、ほかにまあたくさん審議会があるわけですから、こうしたものに關係を持つ審議会があるわけですが、例えば北海道の総合開発の場合には、開発審議会委員というものは国会の代表が對等な立場です。こういう場合には、對等の立場であつても出ておるのですが、それとこれは非常に關係性が内容において違ふ

意味を一つお伺いしたいと思ひます。

○衆議院議員(瀬戸山三男君) お答えいたします。お説は一応尤もでありま

すが、先ほど提案者の上林山氏から御説明申上げた通り、最初は従来の立法

例もありましたので、例えば寒冷地帯地帯に対する法律にも衆参両院の議員諸

公が委員になつております。そこで、従来の立法例を一応見まして、衆参両

院のかた／＼を委員に加える原案を作つておりましたが、いろいろ検討しま

した結果、今はお説のように、これは対等という言葉がいかに悪いかは別問

題といたしまして、国権の最高機関である衆参両院の任命を受けるというこ

とは、これは概念と申しますか、とにかく不適当であるというように、

いろいろ研究いたしまして、これは自由党内部のことを申上げては失礼か

も知れませんが、そういう結論を出しました。従つて今日別に出てお

ります、先ほど問題になりました急傾斜地帯に対する臨時措置法も衆参両院

議員も委員に入らない。今後さうな方向で行こう、立法措置をしよう、こ

ういう考え方で進んでおりますので、御了承願ひたいと思ひます。

た急傾斜地帯に対する法律案にも、衆参両院の議員は委員に入つておりま

せん。寒冷地帯地帯には入つておりませんが、将来適當の機会に国会の権威のためにこれを削除する方向で進もうといふことにいたしてあります。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 別に御発言もなければ、質疑は盡きたものと認めて御異議ございせんか。

○赤木正雄君 先ほどお尋ねいたしました審議会の都道府県知事、都道府県議長、市町村議長、市町村議会議長、これは各二名、合計八名になつて

おります。私は本来言うならば、この特殊土壌は全国の大きな面積に亘つて

おりますが、先ほどお話しされた通りに、中部とか、或いは近畿、東海、北

信、或いは東北、各地区の代表のや知り知事とか議会議長、村長、市町村議

会議長、こういうような人も加わるべきと思ひますが、併し、さういたしま

すと、これを修正しなければ、このまゝ仮に通るとするならば、この知事と

か、議会議長、村長その他の市町村議会議長、この八人の中で、今申しした通

りに、中部、近畿、東海、北信、四国、東北、こういう地区の人を適宜に

入れられるお考えを提案者は持つておられますかどうか、承りたい。

○衆議院議員(上林山榮吉君) できるだけ御意見の線に沿つて調整をとつて御期待に副うようにいたしたいと思ひ

ます。

が、中国、近畿、東海、東北、北信、四国、こういう地区から必ず知事なり、

或いは議長なり、市町村長なり、市町村議会議長をお入れになるといふこと

に了承して差支えありませんか。

○衆議院議員(上林山榮吉君) 御意見の通り、調整できる点は具体的に調整

いたします。調整できない数になりましただけならば近い将来改正に努力して

善処いたしたいと思ひます。

○赤木正雄君 どの点が調整できないか、お考えを承りたい。

○衆議院議員(上林山榮吉君) 数の按分がありますので、只今総計して、数を

聞き渡らしたもので、非常にたくさん、この数に申上げたわけでありまして、

善処いたしたいと思ひます。

○赤木正雄君 八人でありまして、私の申ししたのは……、八人以上じやありません。もう一遍今度は逆に提案者

からはつきり言つてもらいたい。どここの地区の誰……。

○田中一君 それはこの法律の執行者は政府になりますから、提案者が言うべきものじやないと思ひます。案ならば別ですが……。

○赤木正雄君 提案者として、これは無論内閣総理大臣が任命するといふことになつております。そのときに今申したことをはつきりあなたも総理大臣に約束をされますか、どうですか。

きたものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入りませう。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにして述べを願ひます。

○小川久義君 討論省略、直ちに採決をお願いいたします。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 只今の小川君の動議に御異議ございせんか。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ないものと認めます。それではこれより採決に入ります。特殊土壌による地帯災害防除及び振興臨時措置法案を原案通り可決することに賛成のかたの御挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(廣瀬與兵衛君) 全会一致と認めます。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容は、先例により委員長に御一任願うことに御異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(廣瀬與兵衛君) 御異議ないものと認めます。それから成規の手続によりまして本法案を可とされたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

田中 一 東 隆
赤木 正雄 松浦 定義
楠瀬 常猪 深水 六郎
島津 忠彦 小川 久義
石川 榮一

○衆議院議員(上林山榮吉君) この際一言御挨拶を申上げたいと思ひます。

本法案は衆議院でも満場一致、参議院においては、特に御理解ある建設的な御意見を承りまして、これ又満場一

致で通過されて頂きまして、提案者といたしまして誠に感激に堪えないところでありませう。関係国民もさぞかし皆様がたに敬意を表しておると思ひますので、この際これが通過後は予算処置、或いは事業計画等に対しては一段の御援助をお願いしたいと思います。誠に簡単であります。御挨拶に代えたいと思ひます。

○委員長(廣瀬與兵衛君) 本日はこれを以て閉会といたします。

午後零時四十四分散会

四月三日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

一、公共工事の前払金保証事業に関する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項を次のように改める。

公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資額百八十億円と第三項の規定により政府の一般会計からの出資があつたものとされる金額との合計額とする。

第五條第二項及び第三項を削り、同條第四項を同條第二項とし、同條

第五項を同條第三項とし、同條第六項中「第十七條」の下に「及び第二十二條の二第七項」を加え、同項を同條第四項とする。

第十七條第一項第三号中「住宅を建設して」を「住宅の建設をしてその住宅を」に改め、同項に次の一号を加える。

四、自ら居住するため住宅を必要とする者に対し住宅の建設をしてその住宅を譲渡する事業を行う地方公共団体又は住宅組合以外の営利を目的としない法人で主務大臣の指定するもの

第十七條第三項各号列記以外の部分中「前二項に規定する業務の外」の下に「第二十二條の二第一項に規定する災害補償契約に関する業務及び」を加え、同項第三号中「管理」の下に「建設中の住宅についてその円滑な処分を図るため必要やむを得ない範囲で行う建設工事を含む」を加える。

第十八條中同項第三号の下に「又は第四号」を加え、同條の次に次の一條を加える。

第十八條中同項第三号の下に「又は第四号」を加え、同條の次に次の一條を加える。

(申込審査手数料)

第十八條の二 公庫は、その貸付に關する申込の審査に要する経費の一部に充てるため、申込者に五百円をこえない範囲内で政令で定める額の申込審査手数料を納めさせることができる。

第二十條第一項の表上欄中「木骨防火造の住宅」を「防火構造の住宅（外壁及び軒裏を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二條第八号に規定する防火構造とした住宅をいう。以下同じ。）に、「外壁をコン

クリート造、コンクリート・ブロック造、れんが造その他の耐火構造とした住宅又は主要構造部を金属板その他の不燃材料で造つた住宅をいう。」を「外壁を建築基準法第二條第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。」に「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第二條第七号に規定する耐火構造の住宅をいう。」を同法同條第五号に規定する主要構造部を同法同條第七号に規定する耐火構造とした住宅をいう。」に改める。

第二十條第二項を削り、同條第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とする。

第二十一條第一項中「五分五厘」を「六分」をもつて計算する場合は、百円につき一日一銭六厘の割合とする。」に改め、同項の表上欄中「木骨防火造」を「防火構造」に改め、同表下欄中「二十五年」を「三十年」に、「三十五年」を「四十年」に改める。

第二十一條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とする。

第二十條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とする。

第二十條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とする。

第二十條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とする。

第二十條第二項を削り、同條第三項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とし、同條第五項を同條第四項とする。

する。
第二十二條の次に次の一條を加える。

(災害補償契約)

第二十二條の二 公庫は、貸付を受けた者を相手方として、公庫の貸付金に係る住宅が火災その他の政令で定める災害に因り滅失又はき損した場合において、公庫は滅失の場合にあつてはその時ににおける当該住宅に係る貸付金の未償還額（その時において償還期の到来していないものに限り。以下同じ。）の全部、き損の場合にあつてはその程度に應じその時ににおける当該住宅に係る貸付金の未償還額の一部について償還を免除することを約し、貸付を受けた者はその対償として災害補償料を支払うことを約する契約（以下「災害補償契約」という。）を締結することができる。

前項の災害補償料の額は、当該災害補償料の支払期日における当該住宅に係る貸付金の未償還額に政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

公庫は、第一項の規定により災害補償契約を締結した場合において、当該契約に係る住宅が貸付を受けた者の故意又は重大な過失に因つて滅失し、又はき損したときは、当該住宅に係る貸付金の未償還額について、当該契約に基き償還の全部又は一部を免除する責を負わない。

災害補償契約に係る住宅が第三者の行為に因つて滅失し、又はき損した場合において、公庫が当該契約に基き償還を免除したときは、当該契約に基き償還の全部又は一部を免除した金額を限度として、貸付を受けた者が当該第三者に対して有する権利を取得する。

災害補償契約に係る住宅が第三者の行為に因つて滅失し、又はき損した場合において、公庫が当該契約に基き償還を免除したときは、当該契約に基き償還の全部又は一部を免除した金額を限度として、貸付を受けた者が当該第三者に対して有する権利を取得する。

災害補償契約に係る住宅が第三者の行為に因つて滅失し、又はき損した場合において、公庫が当該契約に基き償還を免除したときは、当該契約に基き償還の全部又は一部を免除した金額を限度として、貸付を受けた者が当該第三者に対して有する権利を取得する。

災害補償契約に係る住宅が第三者の行為に因つて滅失し、又はき損した場合において、公庫が当該契約に基き償還を免除したときは、当該契約に基き償還の全部又は一部を免除した金額を限度として、貸付を受けた者が当該第三者に対して有する権利を取得する。

契約に基いて貸付金の未償還額の全部又は一部の償還を免除したときは、公庫は、その免除した金額を限度として、貸付を受けた者が当該第三者に対して有する権利を取得する。

災害補償契約に係る住宅が第三者の行為に因つて滅失し、又はき損した場合において、公庫が当該契約に基き償還を免除したときは、当該契約に基き償還の全部又は一部を免除した金額を限度として、貸付を受けた者が当該第三者に対して有する権利を取得する。

災害補償契約に係る住宅が第三者の行為に因つて滅失し、又はき損した場合において、公庫が当該契約に基き償還を免除したときは、当該契約に基き償還の全部又は一部を免除した金額を限度として、貸付を受けた者が当該第三者に対して有する権利を取得する。

災害補償契約に係る住宅が第三者の行為に因つて滅失し、又はき損した場合において、公庫が当該契約に基き償還を免除したときは、当該契約に基き償還の全部又は一部を免除した金額を限度として、貸付を受けた者が当該第三者に対して有する権利を取得する。

災害補償契約に係る住宅が第三者の行為に因つて滅失し、又はき損した場合において、公庫が当該契約に基き償還を免除したときは、当該契約に基き償還の全部又は一部を免除した金額を限度として、貸付を受けた者が当該第三者に対して有する権利を取得する。

災害補償契約に係る住宅が第三者の行為に因つて滅失し、又はき損した場合において、公庫が当該契約に基き償還を免除したときは、当該契約に基き償還の全部又は一部を免除した金額を限度として、貸付を受けた者が当該第三者に対して有する権利を取得する。

災害補償契約に係る住宅が第三者の行為に因つて滅失し、又はき損した場合において、公庫が当該契約に基き償還を免除したときは、当該契約に基き償還の全部又は一部を免除した金額を限度として、貸付を受けた者が当該第三者に対して有する権利を取得する。

災害補償契約に係る住宅が第三者の行為に因つて滅失し、又はき損した場合において、公庫が当該契約に基き償還を免除したときは、当該契約に基き償還の全部又は一部を免除した金額を限度として、貸付を受けた者が当該第三者に対して有する権利を取得する。

たために、災害補償契約に基き貸付金の未償還額の一部について償還を免除した場合において、当該貸付を受けた者の申出があるときは、第十七條の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その者に対し、当該住宅の損部分の全部又は一部を原状に回復するのに必要な資金を貸し付けることができる。

第二十一條第一項の規定は、前項の規定により原状の回復に要する資金として貸し付けられた貸し付け金について準用する。

貸付金に係る住宅について、当該住宅を保険の目的とする一個又は數個の損害保険契約と当該住宅に係る災害補償契約とがあわせて締結されている場合において、当該損害保険契約が、補の責に任ずる災害の種類ごとに、当該損害保険契約の保険金額（數個の損害保険契約があるときは、その合計額）と当該災害補償契約により当該住宅が滅失した場合において貸付金について償還を免除すべき金額とを合計した額が当該貸付金に係る住宅の価額を超過しているときは、これらの契約は、当該超過額をそれぞれ保険金額又は償還を免除すべき金額にあん分した額に相当する部分については、無効とする。

商法第六百三十五條の規定は、貸付金に係る住宅について当該住宅を保険の目的とする一個又は數個の損害保険契約と当該住宅に係る災害補償契約とがあわせて締結されている場合について準用する。

商法第六百三十五條の規定は、貸付金に係る住宅について当該住宅を保険の目的とする一個又は數個の損害保険契約と当該住宅に係る災害補償契約とがあわせて締結されている場合について準用する。

商法第六百三十五條の規定は、貸付金に係る住宅について当該住宅を保険の目的とする一個又は數個の損害保険契約と当該住宅に係る災害補償契約とがあわせて締結されている場合について準用する。

商法第六百三十五條の規定は、貸付金に係る住宅について当該住宅を保険の目的とする一個又は數個の損害保険契約と当該住宅に係る災害補償契約とがあわせて締結されている場合について準用する。

商法第六百三十五條の規定は、貸付金に係る住宅について当該住宅を保険の目的とする一個又は數個の損害保険契約と当該住宅に係る災害補償契約とがあわせて締結されている場合について準用する。

る。この場合において、同條中「保險者」とあるのは、「保險者又ハ住宅金融公庫」と読み替えるものとする。

11 商法第六百四十三條から第六百四十五條まで及び第六百五十六條から第六百五十八條までの規定は、災害補償契約について準用する。この場合において、これらの規定中「保險契約者及ビ被保險者」、「保險契約者」又は「保險契約者又は被保險者」とあるのは「住宅金融公庫ヨリ貸付ヲ受ケタル者ニシテ同公庫ト住宅金融公庫法第二十二條の二第一項ニ規定スル災害補償契約ヲ締結シタル者」と、「保險者」とあるのは「住宅金融公庫」と、同法第六百四十三條中「保險料」とあるのは「災害補償料」と、同法第六百四十五條第二項中「損害ヲ填補スル責ニ任ゼス者」若シ既ニ保險金額ノ支払ヲ為シタルトキハ其返還ヲ請求スルコトヲ得」とあるのは「償還ヲ免除スル責ニ任ゼズ若シ既ニ償還ヲ免除ヲ為シタルトキハ之ヲ取消スコトヲ得」と、同法第六百五十六條及び第六百五十七條中「保險期間」とあるのは「住宅金融公庫法第二十二條の二第一項ニ規定スル災害補償契約ノ期間」と、同法第六百五十八條中「損害」とあるのは「住宅金融公庫法第二十二條の二第一項ニ規定スル災害補償契約ニ係ル住宅ニ付当該契約ニ依リテ補償セラルル災害ニ因ル損害」と読み替えるものとする。

第二十三條第一項を次のように改める。

公庫は、主務大臣の認可を受け

て、左の各号に掲げる者に対し、当該各号に規定する業務を委託することができる。

一 公庫の業務を委託するに必要で、且つ、適切な組織と能力とを有する銀行（日本銀行を除く。）その他の金融機関 公庫の貸付に関する申込の受理及び審査、資金の貸付、元利金の回収その他貸付及び回収に関する業務（貸付の決定を除く。）並びに災害補償契約に関する業務（災害に因る損害額の査定に関するものを除く。）

二 保險会社 災害補償契約に係る住宅の災害に因る損害額の査定

三 地方公共団体 貸付金に係る住宅の建設工事の審査、貸付金の回収に關連して取得した建設中の住宅に係る建設工事及び災害補償契約に係る住宅の災害に因る損害額の査定

第二十三條第六項中「金融機関」の下に（受託者たる保險会社を含む。以下同じ。）を加え、同條に次の一項を加える。

7 保險会社は、保險業法（昭和十四年法律第四十一号）第五條第一項の規定にかかわらず、第一項第二号に規定する業務を行うことができる。

第二十四條第二項中「火災保險契約」の下に「又は災害補償契約」を加え、同條の次に次の一條を加える。

（災害補償契約）

第二十四條の二 公庫は、災害補償契約に関する業務を行おうとするときは、あらかじめ災害補償契約

を定め、主務大臣に提出し、その認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、また同様とする。

2 前項の災害補償契約には、貸付金の未償還額の全部又は一部の償還の免除をすべき事由及び時期、災害補償契約の期間、公庫が義務を免れるべき事由、災害補償契約の解除の原因及び解除した際の当事者の権利義務、災害に因る損害額の算定方法その他災害補償契約の内容となるべき事項を記載しなければならない。

3 公庫は、災害補償契約を締結する場合に、第一項の認可を受けた災害補償契約に従つてこれを行ななければならない。

第二十七條第一項中「利益金を生じたときは」の下に「第二十七條の二第一項の規定により災害補償準備金として積み立てるものを除き」を加え、第二十七條の二を第二十七條の三とし、第二十七條の次に次の一條を加える。

（災害補償準備金）

第二十七條の二 公庫は、政令で定めるところにより、毎事業年度において受け入れた第二十二條の二第一項の災害補償料の金額から、当該事業年度中において災害補償契約に基いて貸付金の未償還額の全部又は一部の償還を免除したことに因る損失及び災害補償に係る業務のため要した経費を控除した金額を、毎事業年度末において、災害補償準備金として積み立てなければならない。

2 前項の規定により積み立てられ

た災害補償準備金は、災害補償契約に基いて貸付金の未償還額の全部又は一部の償還を免除したことに因る損失の補てんに充てる場合を除く外、取りくずしてはならない。

第二十八條第三項中「資金のうち」を「資金を、郵便振替貯金とし、又は」、「必要な金額を限り」を「必要な金額の範囲内において」に改める。

第三十五條第二項中「地代家賃統制令（昭和二十一年勅令第四百四十三号）に定める統制額の範囲内において」を「公庫の貸付金の償還額及び利息、公課、管理費、修繕費、火災保險料、災害補償料その他必要な費用を參じ、やくして」に改める。

第三十六條を次のように改める。

（選受人の選定及び譲渡の條件の基準）

第三十六條 貸付を受けた者で第七條第一項第四号の規定に該当するものは、貸付金に係る住宅を自ら居住するため住宅を必要とする者に対し、選受人の資格、選受人の選定方法その他譲渡の條件に關し主務省令で定める基準に従い、譲渡しなければならない。

第四十六條第一項中「第三十五條の下に」又は「第三十六條」を加える。

第四十九條第三号中「第十七條」の下に「及び第二十二條の二第七項」を加え、同條第五号中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同條第六号中「第五項」を「第四項」に改め、同條第七号を同條第八号とし、同條第八号を同條第九号とし、同條第六号の次に次の一号を加える。

七 第二十四條の二第三項の規定に違反して主務大臣の認可を受けた災害補償契約によらないで災害補償契約を締結したとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第十七條第三項各号列記以外の部分、第二十一條第四項各号列記以外の部分、第二十二條の二、第二十三條第六項及び第七項、第二十四條第二項、第二十四條の二、第二十七條第一項並びに第二十七條の二の改正規定、第二十三條第一項の改正規定中災害補償契約に関する部分並びに第四十九條の改正規定（第五号及び第六号に係る部分を除く。）並びに附則第三項の規定は、公布の日から三月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 この法律（前項但書に掲げる部分を除く。）施行前に住宅金融公庫が貸付を決定した貸付金の利率及び償還期間については、なお従前の例による。

3 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「収入は、」の下に「國民金融公庫にあつては、」を、「附屬雑収入とし。」の下に「住宅金融公庫にあつては貸付金の利子その他資産の運用に係る収入、災害補償料収入及び附屬雑収入とし、」を加える。

公共工事の前払金保証事業に関する法律案

公共工事の前払金保証事業に關

する法律案

公共工事の前払金保証事業に關

する法律案

公共工事の前払金保証事業に關

する法律案

公共工事の前払金保証事業に關

する法律案

公共工事の前払金保証事業に關

する法律案

公共工事の前払金保証事業に關

する法律案

公共工事の前払金保証事業に關

する法律案

公共工事の前払金保証事業に關

する法律案

公共工事の前払金保証事業に關

する法律案

公共工事の前払金保証事業に關

する法律案

公共工事の前払金保証事業に關

目次

第一章 総則(第一條・第二條)
第二章 登録(第三條―第十一條)
第三章 前払金保証事業(第十二條―第二十條)
第四章 監督(第二十一條―第二十四條)
第五章 雑則(第二十五條―第二十八條)
第六章 罰則(第二十九條―第三十四條)
附則
第一章 総則

(この法律の目的)

第一條 この法律は、公共工事に関する前払金の適正且つ円滑な実施を確保するため、前払金保証事業の登録及びその事業の運営の準則を定めることにより、前払金保証事業の健全な発達を圖り、もつて公共工事の適正な施工に寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「公共工事」とは、国、日本国有鉄道、日本専売公社又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築等に関する工事をいい、資源の開発等についての重要な土木建築に関する工事であつて、建設大臣の指定するものを含むものとする。

2 この法律において「前払金の保証」とは、公共工事に関してその発注者が前払金をする場合において、請負者が保証料を受け取り、当該請負者が債務を履行しないために、発注者がその工事の請負契約を解除したときに、前払金

をした額(出来形払をしたときは、その金額を加えた額)から当該工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した額(前払金をした額に出来形払をした額を加えた場合においては、前払金をした額を限度とする。以下「保証金」という。)の支払を当該請負者に代つて引き受けることをいう。

3 この法律において「前払金保証事業」とは、前払金の保証をすることを目的とする事業をいう。

4 この法律において「保証事業会社」とは、第五條の規定により建設大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む会社をいう。

第二章 登録

(登録)
第三條 前払金保証事業を営もうとする者は、この法律で定めるところにより、登録を受けなければならない。

(登録の申請)
第四條 前條の登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、建設省令で定めるところにより、左に掲げる事項を記載した登録申請書を建設大臣に提出しなければならない。

- 一 商号
- 二 本店、支店その他政令で定める営業に使用する場所の名称及び所在地
- 三 資本の額
- 四 取締役及び監査役(以下「役員」という。)の氏名

2 前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一定款及び事業方法書

二 役員の変更書及びその者が第六條第一項第五号の規定に該当しないことを誓約する書面

三 収支の見積その他の建設省令で定める事項を記載した事業計画書

3 前項第一号の事業方法書には、保証の目的の範囲、支店及び政令で定める営業に使用する場所の権限に関する事項、保証限度、保証金額及び保証期間の制限、前払金の保証に関する契約(以下「保証契約」という。)の締結の手續に関する事項、保証の拒否の基準に関する事項その他建設省令で定める事項を記載しなければならない。

(登録の実施及び登録の通知)
第五條 前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第六條の規定により登録を拒否する場合を除く外、建設大臣は、遅滞なく、前條第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を保証事業会社登録簿に登録しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定による登録をした場合においては、遅滞なく、その旨を当該登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)
第六條 建設大臣は、第四條の規定による登録の申請があつた場合において、登録申請者が左の各号の一に該当するものであると認められるとき、又は登録申請書若しくはその添附書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けて

いるときは、登録申請者に通知して聴聞を行つた後、その登録を拒否しなければならない。

一 資本の額が三千万円以上の株式会社でないこと。

二 一定款の規定又は事業方法書若しくは事業計画書の内容が法令に違反し、又は事業の適正な運営を確保するのに十分でないこと。

三 第二十二條の規定により登録を取り消され、取消の日から五年を経過しないこと。

四 この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過しないこと。

五 役員のうち、破産者で復権を得ない者、禁以上の刑若しくはこの法律により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終つた後若しくは執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者又は第二十二條の規定により登録を取り消された会社の役員で、当該処分があつた日以前三十日以内にその職にあつたものであり、且つ、当該処分があつた日から五年を経過しないものがあること。

由がなくて聴聞に応じないときは、聴聞をしないで登録を拒否することができる。

3 建設大臣は、前項の規定によりその職員をして聴聞させる場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その職員をしてその意見を聴取させなければならない。

4 前項の規定により出頭を求められた参考人は、政令で定めるところにより、旅費、日当その他の費用を請求することができる。

5 建設大臣は、第一項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、理由を附してその旨を登録申請者に通知しなければならない。

(申請による登録の変更)
第七條 保証事業会社は、第四條第一項各号に掲げる事項又は同條第二項第一号に掲げる書類について変更しようとするときは、遅滞なく、その旨を記載した登録変更申請書を建設大臣に提出しなければならない。

2 前項の場合においては、その変更を証する書面を登録変更申請書に添附しなければならない。但し、その変更が政令で定める営業に使用する場所の名称及び所在地に関するもの並びに事業方法書及び事業計画書に関するものであるときは、この限りでない。

3 第一項の規定による登録の変更の申請が新たに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の変更書及びその者が前條第一項第五号の規定に該当しないことを誓約する書面を登録変更申請書に添

附しなくてはならない。

4 前二條の規定は、第一項の規定による登録の変更の申請について準用する。この場合において、第五條第一項及び第六條第一項中「登録の申請」とあるのは、「登録の変更の申請」と、第五條第一項中「前條第一項各号に掲げる事項」とあるのは、「登録の変更の申請に係る事項」と、第五條第二項並びに第六條第一項、第二項及び第五項中「登録申請者」とあるのは、「保証事業会社」と読み替へるものとする。

(營業の不開始又は休止に基く登録の取消)

第八條 建設大臣は、第二十二條の規定により登録を取り消す場合を除く外、保証事業会社が第五條第一項の規定による登録を受けた日から三月以内に營業を開始しないとき、又は引き続き三月以上その營業を休止したときは、当該保証事業会社に通知して聽聞を行った後、その登録を取り消すことができる。

2 第六條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により聽聞をしようとする場合について準用する。この場合において、第六條第二項中「拒否しようとするときは」とあるのは、「取り消そうとするときは」と、「登録申請者」とあるのは、「保証事業会社」と、「拒否することができる」とあるのは、「取り消すことができる」と読み替へるものとする。

(廢業等の届出)

一 掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、遅滞なく、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

一 会社が合併し、その業務を執行する役員であつた者

二 破産に因り解散した場合においては、その破産管財人

三 会社が合併又は破産以外の事由に因り解散した場合においては、その清算人

四 前払金保証事業を廃止した場合においては、当該保証事業会社の業務を執行する役員であつた者

(登録のまつ消)

第十條 建設大臣は、左の各号の一に掲げる場合においては、保証事業会社登録簿につき、当該保証事業会社に関する登録をまつ消しなければならない。

一 第八條第一項又は第二十二條の規定により登録を取り消した場合

二 前條の規定による届出があつた場合

三 建設大臣が前條各号の一に掲げる場合に該当するものと認め、当該各号に掲げる者に通知して聽聞を行った後、その事実を確認した場合

2 第六條第二項から第四項までの規定は、前項第三号の規定により聽聞をしようとする場合について準用する。この場合において、第六條第二項中「拒否」とあるのは、「まつ消」と、「登録申請者」とあるのは、「第九條各号の一に掲げる者」と読み替へるものとする。

と読み替へるものとする。

(登録のまつ消の場合における保証契約の措置)

第十一條 前條の規定により登録がまつ消された場合においては、当該保証事業会社であつた者又は第九條第一号に規定する場合において合併後存続する会社若しくは合併に因り設立された会社は、その登録のまつ消前に締結された保証契約については、その保証契約が終了するまでは、第三條の規定にかかわらず、当該保証契約の目的の範囲内においては、なお保証事業会社とみなす。

第三章 前払金保証事業 (保証契約)

第十二條 保証事業会社は、保証契約を締結しようとするときは、あらかじめ建設大臣の承認を受けた前払金保証契約(以下「保証契約」という。)に基かなければならない。

2 保証契約においては、左に掲げる事項を定めなければならない。

一 保証料の利率及び支払に関する事項

二 保証金の額の決定及び支払に関する事項

三 第十七條第二項の規定により徴収すべき金額及び保証金の払い戻しに関する事項

四 保証契約の解約に関する事項

五 その他建設省令で定める事項

3 保証事業会社は、第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に保証契約を記載した書類を添えて、これを建設大臣に提出しなければならない。

4 建設大臣は、前項の規定による承認の申請があつた場合においては、第五項の規定により承認を拒否する場合を除く外、遅滞なく、その承認をしなければならない。

5 建設大臣は、第三項の規定による承認の申請があつた場合において、保証契約の内容が法令に違反し、若しくは公正な運営を確保するため適当でないとき、又は保証契約を記載した書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けているときは、当該保証事業会社に通知して聽聞を行った後、その承認を拒否しなければならない。

6 第六條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により聽聞をしようとする場合について準用する。この場合において、第六條第二項中「登録」とあるのは、「承認」と、「登録申請者」とあるのは、「保証事業会社」と読み替へるものとする。

7 建設大臣は、第四項又は第五項の規定により承認をし、又は承認を拒否した場合においては、遅滞なく、その旨を書面をもつて当該保証事業会社に通知しなければならない。この場合において、承認を拒否する旨の通知には、その理由を示さなければならない。

8 保証事業会社は、保証契約を変更しようとするときは、その変更しようとする事項について建設大臣の承認を受けなければならない。

9 第六條第二項から第四項まで並

びに第三項から第五項まで及び第七項の規定は、前項の規定による変更の承認の場合について準用する。この場合において、第六條第二項中「登録」とあるのは、「変更の承認」と、「登録申請者」とあるのは、「保証事業会社」と読み替へるものとする。

(保証金の支払)

第十三條 保証契約に係る公共工事の発注者は、保証契約の締結を條件として前払金をした場合においては、当該保証契約の利益を享受する旨の意思表示があつたものとみなす。

2 前項に規定する発注者は、当該工事の請負者がその責に弁すべき事由に因り債務を履行しないために、その請負契約を解除したときは、保証事業会社に対して、保証契約で定めるところにより、書面をもつて保証金の支払を請求することができる。

3 前項の請求があつた場合においては、保証事業会社は、同項の書面を受領した日から三十日以内に保証金を支払わなければならない。

(保証料の払い戻し)

第十四條 保証事業会社は、第五條の規定により登録を受けた日の属する事業年度以降三事業年度を限つて、保証契約で定めるところにより、保証契約を締結した請負者(以下「保証契約者」という。)が支払つた保証料の額に應じて保証料の一部を当該保証契約者に対して払い戻すことができる。

2 保証事業会社が前項の規定によ

り保証料の一部を払いもとしたときは、その金額は、払いもとした当該事業年度の保証事業会社の所得の計算上、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)第九條第一項に規定する繰損金に算入する。

3 前項の規定は、法人税法第十八條から第二十五條までの規定による申告書に前項の規定の適用を受けようとする旨及び払いもとした保証料の額に関する事項の記載がない場合においては、税務署長において特別の事情があると認める場合を除く外、適用しない。

(責任準備金の計上)

第十五條 保証事業会社は、事業年度末においてまだ経過していない保証契約があるときは、そのまだ経過していない保証期間に対応する保証料の総額に相当する金額を事業年度ごとに責任準備金として計上しなければならない。

2 保証事業会社が前項の規定により責任準備金を計上した場合においては、その計上した金額は、当該計上した事業年度における当該保証事業会社の所得の計算上、法人税法第九條第一項に規定する繰損金に算入する。

3 前項の規定により繰損金に算入された責任準備金の金額は、その翌事業年度における保証事業会社の所得の計算上、法人税法第九條第一項に規定する繰損金に算入する。

(支払準備金の積立)

第十六條 保証事業会社は、決算期ごとに左の各号の一に掲げる金額

がある場合においては、支払準備金として当該各号に掲げる金額を積み立てなければならない。

一 当該事業年度において締結された保証契約に基いて支払うべき保証金その他の金額のうちに決算期までにその支払が終了しないものがある場合においては、その金額

二 当該事業年度において締結された保証契約に基いて支払う義務が生じたと認められる保証金その他の金額がある場合においては、その支払うべきものと認められる金額

三 現に保証金その他の金額について訴訟が係属しているために支払っていないものがある場合においては、その金額

(保証金の積立)

第十七條 保証事業会社は、定款で定めるところにより、保証基金を設けなければならない。

2 保証事業会社は、前項の保証基金を積み立てるため、保証契約で定めるところにより、保証契約ごとに当該保証契約者から保証契約で定める金額を徴収することができる。

3 保証事業会社は、責任準備金をもつて保証債務を支払うことができないう場合においては、当該保証債務の弁済に充てる場合に限り、保証基金を使用することができ

(保証契約の解約)

第十八條 保証事業会社は、発注者の責に帰すべき事由に因り請負契約が解除された場合においては、

発注者の同意を得ないで保証契約を解約することができる。

2 保証事業会社は、保証契約者から申入があり、且つ、発注者が同意した場合においては、保証契約を解約することができる。

(兼業の制限)

第十九條 保証事業会社は、左に掲げる事業の外、他の事業を営んではならない。

一 公共工事の請負者が銀行その他の政令で定める金融機関から当該工事に關する資金(設備の取得及び改良に關する資金を除く)の貸付を受ける場合において、その債務を保証する事業

二 前払金保証事業に附随する事業

(常務役員の仕事主義)

第二十條 保証事業会社の常務に従事する役員が他の会社の常務に従事しようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。

第四章 監督

(事業改善の命令)

第二十一條 建設大臣は、保証事業会社の行う事業について発注者又は請負者の利便を阻害している事実があると認めるときは、中央建設審議会の意見を聞いた上で、当該保証事業会社に対して、事業方法書又は保証契約書を変更することを命ずることができる。

(違反行為等に対する処分)

第二十二條 建設大臣は、保証事業会社又はその役員がこの法律又はこの法律に基く命令に違反していると認めるときは、当該保証事業会社又は役員に対して、違反是正

のための必要な指示をし、又は違反是正のための適當な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 建設大臣は、保証事業会社又はその役員が左の各号の一に該当すると認めるときは、中央建設審議会の意見を聞いた上で、理由を示し、その登録を取り消し、若しくは六月以内の期間を定めて事業の停止を命じ、又は役員の新任を命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分を違反したとき

二 第六條第一項第一号、第二号、第四号又は第五号に該当することとなつたとき

三 不正の手段により第五條の規定による登録を受けたとき

3 建設大臣は、前項の規定による処分をしようとする場合においては、中央建設審議会の意見を聞く前に、あらかじめその職員をして、当該保証事業会社又はその役員について聴聞させなければならない。

第六條第二項から第四項までの規定は、前項の規定による聴聞について準用する。この場合において、第六條第二項中「登録申請者」とあるのは「保証事業会社」と、「登録を拒否しようとするときは」とあるのは「処分をしようとする場合にあつては」と、「登録を拒否することができる」とあるのは「処分することができる」と読み替へるものとする。

(事業報告書の提出)

第二十三條 保証事業会社は、事業年度ごとに、建設省令で定める様式による事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第二十四條 建設大臣は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、保証事業会社に対しその行う事業に關して報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員をして当該保証事業会社の業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、同項の規定により検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第五章 雑則

(審査の請求)

第二十五條 土木建築に關する工事の請負を業とする者は、建設省令で定めるところにより、保証事業会社又はその役員について第二十二條第二項各号の一に該当する事実があると認めるとき、又は保証事業会社の行う事業について土木建築に關する工事の請負を業とする者の利便を不当に阻害している事実があると認められるときは、建設大臣に審査の請求をすることができ

建設大臣は、前項の審査の請求を受けたときは、明らかに審査の請求に係る事実がないと認める場

合を除き、その職員をして当該審査の請求をした者及び当該審査の請求に係る保証事業会社又はその役員について聴聞させなければならぬ。

3 第六條第二項前段、第三項及び第四項の規定は、前項の規定による聴聞について準用する。この場合において、第六條第二項中「登録を拒否しようとするときは」とあるのは「審査の請求を受けたときは」と、同條第二項及び第四項中「登録申請者」とあるのは「当該審査の請求をした者及び当該審査の請求に係る保証事業会社又はその役員」と読み替へるものとする。

4 建設大臣は、前二項の規定による審査の結果、保証事業会社又はその役員について第二十二條第二項各号の一に該当する事実があると認めたとときは同項に規定する処分をし、又、土木建築に関する工事の請負を業とする者の利便を不当に阻害している事実があると認めたとときは第二十一條に規定する処分若しくは必要な指示をし、若しくは適当な措置をとるべきことを勧告することができる。

(大蔵大臣との協議)
第二十六條 建設大臣は、第五條、第六條、第十二條、第二十一條又は第二十二條に規定する処分をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣に協議しなければならない。

(前払金の使途の監査)
第二十七條 保証事業会社は、保証契約の締結を条件として、発注者が請負者に前払金を支払った場合

においては、当該請負者が前払金を適正に当該工事に使用しているかどうかについて、厳正な監査を行わなければならない。

(不適用規定)
第二十八條 第二十九條及び第二十條の規定は、銀行その他の政令で定める者が第五條の規定により登録を受けて前払金保証事業を営む場合については、適用しない。

第六章 罰則

(罰則)

第二十九條 保証事業会社の役員又は職員がその職務に関して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、これを二年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第一項の賄賂を供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十條 第三條の規定に違反して登録を受けないで前払金保証事業を営んだ者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十一條 左の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

- 一 不正の手段により第五條の規定による登録を受けた者
- 二 第十二條第一項の規定による承認を受けた保証約款によらないで保証契約を締結した者
- 三 第十七條第一項の規定に違反

して保証基金を設けなかつた者
四 第十九條の規定に違反して同條各号の一に掲げる事業以外の事業を営んだ者
五 第二十二條第二項の規定による営業の停止の命令に違反した者

第三十二條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

二 第十七條第三項の規定に違反して保証基金を使用した者

三 第二十條の規定に違反して他の会社の業務に従事した者

四 第二十一條の規定による命令に違反した者

第三十三條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第二十三條又は第二十四條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十四條第一項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者

三 第二十四條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第三十四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し前四條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の

従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

2 保証事業会社が第五條の規定による登録を受けた日の属する事業年度において計上すべき責任準備金は、第十五條第一項の規定にかかわらず、保証料の総額に政令で定める割合を乗じて得た金額にすることが出来る。第十五條第二項及び第三項の規定は、この場合について準用する。

3 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第四号中への次に次のように加える。

ト 公共工事の前払金保証事業に関する法律() (第五條の規定に基いて登録を受けた保証事業会社

4 建設省設置法(昭和二十三年法律百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第二十五号の次に次の一号を加える。

二十五の二 公共工事に関する前払金保証事業に関する法律() (の施行に関する事務を管理すること。

第四條第四項中「第二十五号、第二十六号」を「第二十五号から第

二十六号まで」に改める。
5 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三十三條第一項中「建設大臣又は都道府県知事」を「他の法律によりその権限に属せしめられた事項を処理する外、建設大臣又は都道府県知事に改める。

昭和二十七年四月十七日印刷

昭和二十七年四月十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷所